

あなたの企業の一員に

京都信用保証協会レポート

2022

THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES





理事長 山内 修一

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、当協会の業務内容や取組みについてご理解いただくことを目的に、ディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2022」を作成いたしました。ご一読いただき、当協会の業務内容や取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、コロナ禍の影響も3年目を迎えるとともに、ロシアによるウクライナ侵攻も終息の気配はなく、また、原油などの原材料や食料の高騰等により、世界経済に大きな影響を与えており、持ち直し基調にあった京都府経済にも影響を及ぼしているところです。今、我国はコロナ禍とロシアの侵攻、そして、異例な円安というトリプル禍にあるとも言えます。

このような中、当協会では、長期化するコロナ禍の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆様のご事業継続を最優先課題に掲げ、迅速な金融支援に全力を尽くすとともに、コロナ禍からの苦境を脱していない中小企業者等に対して、ビジネスサポート・経営支援事業として、地域の金融機関はもとより、商工会や会議所の協力を得て、市町村とも連携し、金融と経営の一体的支援を展開してまいりました。

私どもといたしましては、今後とも、コンサルティング型の経営支援を拡充し、金融機関をはじめ関係団体の皆様とより一層の連携を図りながら、ポストコロナ社会を見据えた経営支援に注力してまいります。

また、当協会では、世界共通の目標であるSDGsへの貢献に向け、オール京都でSDGsを推進する「きょうとSDGsネットワーク」に参画し、「SDGs推進サポート資金」を創設したところです。

今後も私どもといたしましては、当協会の社会的使命を踏まえ、「金融と経営の総合支援サービス機関」として役職員一丸となり、事業者の皆様にご寄り添い、京都の地域経済の発展に貢献してまいりますので、引き続きのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月

目次

経営理念	1
協会の概要	2
中期事業計画・年度経営計画・協会八策	3
当協会の主な取組み	8
広報活動	18
信用保証の実績	20
令和3年度事業報告	30
信用補完制度	35
信用保証の概要	37
コンプライアンス態勢	48
役員構成	52
組織機構図	53
本所・支所のご案内	54

経営理念

1 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

概要

令和4年3月31日現在

名称	京都信用保証協会		
設立認可	昭和14年8月1日		
根拠法律	信用保証協会法		
役員構成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所在地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階		
基本財産	597億円		
	〈内訳〉		
	基金	76億円	
	基金準備金	520億円	
利用企業者数	36,405企業（府内中小企業者の約46%）		
事業規模	保証承諾額（令和3年度）	10,508件	
		2,366億円	
	保証債務残高	67,903件	
		1兆2,555億円	
役員数	常勤役員	5名	(非常勤役員16名)
	職員	159名	

創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町657-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立登記完了
昭和30年	8月1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成	9年12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破
平成31年	2月12日	本所事務所移転
		所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階
令和元年	9月6日	創立80周年を迎える
令和3年	5月	保証債務残高1兆3,000億円突破

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

京都信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による未曾有の危機に直面している中小企業者等の多様なニーズに的確に寄り添い、「金融のできるコンサルタント」機能を十分に発揮することによって、「金融と経営の総合支援サービス機関」として、資金繰り支援のみならず、これまで以上に経営改善支援を進めていきます。

コンプライアンスの徹底及びガバナンスについては一層の強化を図るとともに、業務活動を通じてSDGsの達成やグリーン社会の実現等の社会的課題の解決に貢献し、より信頼される保証協会を目指します。また、多様な人材の育成を進め、その能力を発揮させて価値創造につなげる「ダイバーシティ（多様性）経営」を推進し、働きがいのある風通しの良い明るい職場環境づくりを進めるとともに、デジタル技術の活用や業務の見直し等により、業務生産性の向上、ひいては中小企業者等へのサービスの充実に努めます。

これらを令和3年度からの3か年における業務上の基本方針とし、次の4点を主要項目として取り組んでいきます。

1 中小企業者等の資金ニーズに応じた金融支援

2 中小企業者等のライフステージに応じた経営支援

3 債務者・保証人の実情に応じた効率的な債権管理

4 経営の質の向上及び経営基盤の強化

令和4年度経営計画

1 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府の景気は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）変異株の感染急拡大の影響が見られるものの、持ち直し基調を維持しています。

製造業においては、電子部品・デバイス分野でスマートフォンやパソコン関連を中心に生産が増加していますが、自動車関連はサプライチェーン（供給網）の制約による生産停止や減速を余儀なくされています。和装関連においても、低水準の生産が続いています。個人消費については、感染拡大に伴う抑制の動きが見られ、雇用・所得環境についても弱い状態が続いています。

政府等が打ち出している各種経済対策やポストコロナ社会に向けた新たな取組みにより、景気動向は、徐々に改善していくことが期待されますが、新型コロナ以外にも、ロシアのウクライナ侵攻によるサプライチェーンや搬送体制等の世界的混乱、原油高や円安による輸入物価の上昇等の影響を注視する必要があります。

(2) 中小企業を取り巻く環境

新型コロナの影響が長期化する中、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の事業環境は、依然として厳しい状況にあり、新規感染者数の急増とこれに伴う政府・自治体の自粛要請等により、飲食・宿泊業をはじめ様々な業種が影響を受けています。倒産件数は、大規模な金融支援をはじめ各種支援策の効果もあって抑制的に推移していますが、ビジネスモデルの再構築や電子化の推進、ポストコロナ社会に向けた新たな取組み、後継者難や過剰債務問題への対応が喫緊の課題となっています。

当協会においては、コロナ関連のゼロゼロ融資の活用により、令和2年度の保証件数は大幅に伸び、令和3年度4～5月の借換え件数も急増しました（前年度比伸び率全国1位）。

一方、東京商工リサーチによると、府内の令和3年中の負債総額1,000万円以上の倒産は、200件（前年比△53件、前々年比△40件）、金額147億15百万円（同△5.4%、同△0.6%）となっており、件数・金額ともバブル経済崩壊後の最少を記録しました。倒産原因の構成比では、販売不振、赤字累積による破綻を原因とする不況型倒産が最も多く、新型コロナ関連倒産は28件にとどまっています。業種別では、人流の減少や休業要請による打撃を受けた飲食業・小売業・サービス関連業が多く、従業員5人未満の小規模企業倒産が目立つ傾向となりました。

2 業務運営方針

長期化する新型コロナの影響を受けている中小企業者等に対し、引き続き事業継続及び雇用維持のための資金需要に応えるために、個々の実状に応じた迅速な金融支援を行います。また、ポストコロナ社会に向けた中小企業者等の新たな事業の取組み等を支援すべく、コンサルティング型の経営支援を拡充します。実効性のある創業支援や事業承継支援のために不可欠な金融機関、関係機関等との連携についても、一層の強化を図ります。

債権管理においては、代位弁済実行前から対応状況等について、期中管理部門と債権管理部門とが連携し、債務者・保証人（以下「債務者等」という。）の資産・収入状況などを含め実状を的確に把握し、効果的、効率的な求償権の管理・回収を行います。また、代位弁済後であっても事業継続中や返済意思のある債務者等に対し、適切な再生支援を実施します。

加えて、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献を目指し、環境経営を推進するとともに、中小企業者等のSDGsへの取組みを支援します。また、働き方改革やダイバーシティ（多

様性)を推進し、すべての職員が創意工夫をし、能力を発揮する企画提案型の組織づくりを推進します。以上を踏まえ、令和4年度は、次の3項目を主要項目として取り組みます。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ① 新型コロナにより事業への影響を受けている中小企業者等に対し、事業継続及び雇用維持を最優先課題とした資金需要に対応するため、金融機関による継続的なモニタリングを受けられる伴走支援型特別保証制度等の新型コロナ関連制度を中心に、政策保証や金融機関との提携保証等、個々の実情に応じた迅速な金融支援を行います。
- ② 地域における金融と経営支援の一体的提供体制の一層の充実を図るため、自治体・金融機関・商工会議所等関連機関と連携し、情報共有や意見交換等を通じて具体的な支援体制の強化を図ります。
- ③ 経営改善や生産性向上、付加価値の創出を推進するため、引き続き関係機関とともに「京都バリューアップサポート」(中小企業診断士等の外部専門家派遣事業)等コンサルティング型の経営支援を拡充するとともに、ビジネスモデルの再構築支援を行うなど、企業の経営課題の解決に向けた伴走型支援を推進します。
- ④ 条件変更先企業や事故報告先企業の実態把握と金融機関等との緊密な連携により、事業再生支援や経営改善計画策定支援等必要な支援を行います。
- ⑤ 創業に係る金融支援や創業計画策定支援を行うとともに、女性経営支援チーム「ことそら」による女性創業者支援を行います。
- ⑥ 経営者の高齢化と後継者不足に対応するため、外部専門家を活用した事業承継計画策定支援などの支援メニューや関係機関と連携し、事業承継を促進します。また、円滑な事業承継ができるよう、後継者の経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」等を活用して、後継者が事業の承継に踏み切れる環境に配慮します。

(2) 債務者等の状況に応じた適切な債権管理

- ① 期中管理部門と債権管理部門との連携を密にし、代位弁済後、早期に債務者等の資産・収入状況を把握し、回収の可能性を判断することで、効率的な債権の管理・回収を行います。
- ② 債務者等の実情を把握し、生活基盤・事業基盤に応じた、債務圧縮へのサポートに努めます。
- ③ 回収見込みがない求償権については、時宜を逸することなく適正に管理事務停止(積極的な回収の停止)を行います。

(3) SDGsへの貢献と経営基盤の強化

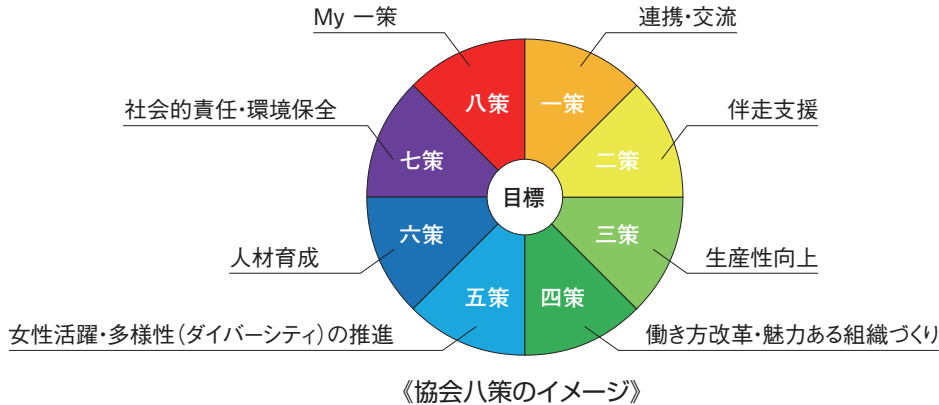
- ① SDGsへの貢献を目指し、環境経営とESG地域金融について具体的な取組みを推進し、発信します。
- ② 働き方について意識改革を徹底するとともに、協会業務の合理化や効率化等による生産性向上を追求します。
- ③ ダイバーシティ推進の重要性を認識し、多様な職員がお互いを尊重しつつ、その能力を最大限に発揮し、創意工夫を重ねる企画提案型の組織を目指します。
- ④ 公的機関として、健全で透明性の高い業務運営のために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。

3 保証承諾等の見通し

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,500億円	75.0%
保証債務残高	1兆1,600億円	101.8%
代位弁済	150億円	83.3%
回収	25億円	100.0%

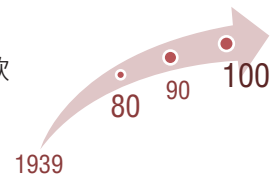
協会八策 ～創立100周年に向けた中長期的な基本指針～



当協会は、今後も社会や顧客にとって一層役立つ組織へと飛躍するべく、あるべき姿に向かって役員一同が進んでいくための中長期的な基本指針として、坂本龍馬作と言われる「船中八策」にちなんで、「協会八策」を令和2年3月に策定しました。

「協会八策」は、急激な少子高齢化の進展、本格的な人口減少、世界的な競争の激化、ICTの急速な発展・普及、地球環境問題（地球温暖化、プラスチックごみ対策等）など、日本社会全体がかつて経験したことのない大きな課題を抱えている状況の下、当協会が創立100周年を迎える18年後においても、京都の発展に寄与し、京都の地域経済に欠かせない重要な役割を担っている組織であるために、必要な改革を実行し、かつ、協会経営の基盤を強固にするためのものです。

なお、この「協会八策」は、社会経済情勢の変化に伴い、必要に応じて柔軟に見直すものとします。



I 目標（あるべき姿）

中小企業・小規模事業者が地域社会の中核として活躍し続けられるよう、当協会は「オール京都」の一員として、関係機関との連携を強化し、「金融と経営の総合支援サービス機関」としての役割を果たすとともに、京都の産業振興、イノベーションの創出や地域経済の発展に貢献します。

また、社会的責任を果たすため、常にSDGsを意識して行動します。そのために、職員全員がいきいきと暮らし、働きます。

II 基本指針（協会八策）

1 連携・交流

京都経済センター内の団体をはじめ、金融機関、関係機関等との連携・交流を更に強化し、オール京都でのプラットフォームを進化させます。

また、様々な企画、事業、ネットワークに参画し、新しい価値を生み出していきます。

2 伴走支援

常に「中小企業目線」を意識して、企業に寄り添い、悩みを共有し、知識、経験、情報、ネットワークを駆使して、一緒になって課題を解決する努力を惜しまず、企業のライフステージに応じた支援を実施します。

また、保証・経営支援に限らず、回収局面においても顧客の状況に応じた伴走支援等を行うとともに、地域創生に貢献します。

3 生産性向上

生産性の向上が不可欠であることを深く認識し、創意工夫を結集します。

とりわけ、AI時代の協会業務を見据えて、金融機関・関係機関との連携を図りながら業務のICT化を加速させるとともに、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって生産性を高めます。生産性向上で生み出した経営資源を顧客サービスの充実に振り向けます。

4 働き方改革・魅力ある組織づくり

世代、部署、職位を越えた職員間の連携を深め、継承すべき組織文化や経験・ノウハウはこれからも共有・継承し、見直すべき働き方や風土は思い切って刷新するなど、全員がいきいきと成長できる新しい組織文化を築きあげます。

相互に忌憚のない意見を出し合える“風通しのよい明るい職場”で、仕事と生活が調和した魅力ある組織を作ります。

5 女性活躍・多様性（ダイバーシティ）の推進

女性職員の比率を高め、その活躍の場を拡大します。

また、男女、年齢を問わず、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにします。

知識経験、キャリア、ライフスタイルなどの異なる多様な人材の能力や発想、価値観を融合して、より質の高い企画提案とその実行や組織の活性化を図ります。

6 人材育成

職員の能力を最大限に発揮できる環境を整え、豊かな人間性を基礎に、“寄り添い力”を兼ね備えた、課題解決力を有する総合力のある人材を育成します。

併せて、法律、労務、税務、システム等高い専門性を有した人材を育成します。

7 社会的責任・環境保全

法令や社会規範等を遵守し、公正で透明性のある事業活動を通じて、顧客・関係機関・職員・社会からの信頼・期待に応え、社会的責任を果たします。

また、持続可能な社会を目指すオール京都の一員として、協会のあらゆる活動において環境への負荷低減に努めます。

8 わたしの一策 《My 一策》

一人ひとりが自分を成長させるための一策を加えます。

SDGsの取組み

令和3年7月7日に、「SDGs宣言」をしました。

今後も、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与するため、様々な課題の解決に向けた取組みを積極的に推進していきます。

《きょうとSDGsネットワークへの参画》

金融機関や関係団体と連携し、SDGs推進や地域課題解決に積極的に取り組む事業者等を効果的に支援するため、「きょうとSDGsネットワーク」に参画しました。

関係機関と連携しながら事業者等への経営支援を実施するとともに、京都市政策支援融資制度「SDGs推進サポート資金」について、融資の際に必要な信用保証料を大幅に引き下げることにより、SDGsに取り組む中小企業者を後押ししてまいります。



《きょうとSDGsネットワーク発足合同記者会見》

《資金運用におけるESG債の購入》

SDGsの達成に貢献するため、次のESG債（令和3年度12億円）を購入しました。

- 1 独立行政法人 国際協力機構（JICA）が発行する「ソーシャルボンド」
- 2 東日本高速道路㈱が発行する「ソーシャルボンド」
- 3 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）が発行する「CBIプログラム認証付きサステナビリティボンド」
- 4 東京地下鉄㈱（東京メトロ）が発行する「サステナビリティボンド」
- 5 NTTファイナンス㈱が発行する「NTTグループグリーンボンド」
- 6 北海道電力㈱が発行する「グリーンボンド」
- 7 京都市が発行する「京都市SDGs債」

《エコ素材を使用したSDGsノベルティの作成》

SDGsの認知拡大を目的として、エコ素材を使用したSDGsノベルティを作成しました。

エコバッグ 「再生ペット素材」使用
エコマグカップ 「バンブーファイバー」使用



KES〈環境マネジメントシステム〉の取組み

令和3年3月1日に「KES・ステップ2」の認証を取得し、「環境宣言」及び「環境マネジメントマニュアル」を制定し、次の項目を環境管理重点テーマとして取り組んでいます。

- (1) 温室効果ガス排出の削減
- (2) 廃棄物発生量の削減
- (3) 天然資源消費の抑制（電子化による紙文書削減等）
- (4) エシカル消費の推進（エコ製品購入・地産地消等）
- (5) 省エネルギー・再生可能エネルギー導入の促進

環境改善計画に従い、継続的に職員全員で環境改善活動に取り組んだことにより、初年度は環境改善目標の全項目が目標値を上回る結果となりました。

《温室効果ガス排出削減の取組み》

SDGs・KES活動の取組みの一環として、令和3年5月21日に京都市への「エコドライブ推進事業所」の登録を行い、令和3年7月2日に「エコドライブ研修」を実施しました。



《エコドライブ研修の様子》



《KES環境マネジメントセミナーの講演》

京都市、京都商工会議所、特定非営利活動法人KES環境機構主催の、令和3年度環境マネジメントセミナー（動画配信）において、当協会理事長がKESの取組み等について講演を行いました。令和4年2月7日～3月11日の期間、YouTubeで講演動画が配信されました。



《理事長講演の様子》

信用保証書の電子化

令和3年7月20日から、一部の地元金融機関との間で信用保証書の電子交付を開始しました。保証契約の際に紙媒体で交付していた信用保証書を電子化することで、速達性やセキュリティの向上を図ることができ、協会内の管理コストを軽減することもできました。

協会内業務の電子化

ペーパーレス会議を全面的に導入し、電子決裁を一部導入することで、大幅な業務効率化とペーパーレス化を実現しました。また、令和4年1月よりRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）による業務自動処理を推進することで、年間400時間分の労力を削減することができました。

今後も、電子化による業務生産性の向上を推進することで、中小企業者等へのサービス充実に注力します。

次世代認定マーク「くるみん」を取得（2度目）

当協会は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（平成30年4月1日～令和3年3月31日）を策定し、職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備や、次世代育成支援対策に取り組んでまいりました。

その結果、令和3年9月15日付で京都労働局長から、「子育てサポート企業」として認定され、「くるみんマーク」を取得しました。平成30年に続いて2度目の認定となります。

今後も引き続き、「ワークライフバランスの充実」に向けた取組みを行い、子育てサポート企業として、働きやすい職場環境づくりに努めていきます。



働きがいのある職場づくりと働き方改革

一般職員と比べて多い管理職の時間外労働を削減するため、業務効率化や業務分担の見直しを推進するとともに、全職員の有給休暇の取得目標を1人当たり平均16日と設定し、実績は16.5日と目標を超えて達成することができました。

育児休業の取得も推進し、令和3年度に子供が生まれた男性職員2名のうち1名は3か月間、1名は5か月間取得し、育児休業取得100%を達成しました（なお、女性は令和3年度対象者なし）。今後も、育児休業又は協会独自の育児休暇制度取得率100%を目標としています。

女性参画とダイバーシティの推進

男女雇用機会均等法に基づくポジティブアクションとして女性管理職候補の募集を通年にわたって行い、3名を採用しました。また、新卒者の採用選考では総合職4名を採用し、うち3名は女性でした。

令和4年4月時点の総合職における女性比率は23.9%となり、前年度比で4.1ポイント上昇しました。今後も、女性参画とダイバーシティの推進に努めていきます。

ビジネスフェアへの出展

令和3年10月6日及び7日に、「中信ビジネスフェア2021」（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）が京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、出展しました。デジタルサイネージや各種リーフレット等により、信用保証の仕組みや京都バリューアップサポート、事業承継の取組み等についてご案内しました。



京都大学との産学連携

従来の京都府・京都市との2年間の相互人事交流に加え、新たに京都大学産学官連携本部への出向（1名）を開始しました。大学発ベンチャーの産業化支援の現場で経験を重ね、創業や産学連携の知識を有する人材の育成を進めています。

大学連携型インターンシップの実施

令和3年8月19日から9月1日にかけて、大学連携型のインターンシップ生を1名受け入れました。

カリキュラムは、信用保証協会の概要や業務内容の説明に始まり、企業支援部では、保証審査に係る財務諸表の見方や、実際の案件を用いて、経営支援及び再生支援の取組みについて学んでもらい、債権管理部では、債権管理に関する業務説明や、裁判所及び弁護士事務所の訪問を行いました。

地域人材の育成の観点から、次年度以降も受け入れを継続していきたいと考えています。



大学との連携のための講師の派遣

令和3年12月20日に、包括連携協定を結んでいる京都府立大学の講義及び京都三大学教養教育共同科目（京都工芸繊維大学、京都府立大学、京都府立医科大学）の講義に職員を講師として派遣しました。講義では、信用保証協会の役割や経営支援の取組み、ポストコロナに向けた取組み等について説明を行いました。



《京都府立大学講義》

産学連携で卓上カレンダーを制作

嵯峨美術短期大学との産学連携の一環として、平成29年度から卓上カレンダーを制作しています。

今回のカレンダーには、令和3年度保証月報表紙デザインに採用した「京の食文化」と題した12枚のイラストを使用しました。



地元美術大学の学生による作品の展示

平成30年度から、当協会では京都市立芸術大学と連携し、学生の教育支援を目的に、学生が制作した芸術作品を本所エントランス正面に展示しています。

今年度は、新たに谷川真紀^{たにがわまき}氏の作品（日本画）を展示しています。

また、昨年度総合受付に展示していた四方理南氏の染織作品、一昨年度に展示していた福角春奈氏の油画も、応接通路に展示していますので、併せてご覧ください。



谷川 真紀 氏

「世界は僕らのもの」(日本画)

【作品説明】

「命」をテーマに、8年と半年を共に過ごしたうさぎを、心の中の普遍的な風景の中で遊ばせてあげたいと思い描きました。

創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

令和3年度の創業に係る保証承諾は、293件（前年度比157.5%）19億50百万円（同173.3%）となりました。

○創業セミナー「創業塾」に講師を派遣

令和4年2月5日、久御山町商工会館で開催された「創業塾」に当協会山城支所職員を講師として派遣しました。

当協会の創業支援体制や、資金調達の方法について説明を行いました。



○創業手帳セミナーを開催

令和4年3月14日、「創業手帳セミナー」をオンラインで開催しました。

当協会の専門家派遣を活用した、創業バリューアップサポート「チャレンジ」の説明等を行いました。



○京都“ことそら”プロジェクト 女性のための起業プログラムを開催

令和4年1月から2月にかけて、これから起業に挑戦しようとしている女性を対象に、起業プログラムを開催し、総計11名の方に参加いただきました。

本プログラムでは、財務戦略や資金調達、ビジネスモデルの構築等、創業に必要な知識を学ぶだけでなく、先輩女性起業家とのセッションを通じて、社会課題をビジネスにする視点やDX（デジタルトランスフォーメーション）の視点も身に付けていただきました。



経営支援の取組み

オール京都体制で、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、国の費用補助（3分の2、最大200万円）とは別に、計画策定費用の6分の1（最大20万円）を補助しています。

令和3年度は、17件、約300万円の費用補助を行いました。なお、平成25年の事業開始以降、698件、約112百万円の費用補助を行いました。

○京都バリューアップサポート

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から1,700社を超えるお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポートの概要】

メニュー	派遣内容
フルサポート	専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを行います。最終回は、専門家から企業様への報告会として取引金融機関も参加のうえ、提案内容を共有します。【派遣回数：最大5回】
ビジネスモデル再構築支援	“ビジネスモデル再構築シート”の作成を通じ、新たな価値創造モデルを外部専門家や経営者、従業員、協会職員等とともに考えます。
ワンデイサポート	事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスします。【派遣回数：1回】
プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けていただいた企業に対して、実施後に再度専門家がお伺いします。【派遣回数：最大3回】
スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを行います。【派遣回数：最大12回】
プロジェクト型支援	複数の課題に対して複数の外部専門家が解決に当たります。
(創業) チャレンジⅠ	創業予定者が創業セミナー等で作成された創業計画書のブラッシュアップを行います。【派遣回数：5回程度】
(創業) チャレンジⅡ	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポートします。【派遣回数：6回程度（年に2回程度）】

【京都バリューアップサポートの完了実績】

メニュー	平成27年度以前	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
フルサポート	279	97	114	114	116	70	147	937
ワンデイサポート	144	49	48	36	21	16	28	342
プラスサポート	44	20	11	8	6	3	8	100
スーパーサポート	42	62	67	57	42	24	27	321
チャレンジ(Ⅰ・Ⅱ)	15	11	10	8	16	14	14	88
合計	524	239	250	223	201	127	224	1,788

○「ポストコロナ応援プロジェクト」の取組み

令和2年度から、コロナ禍による厳しい経営環境の中、経営破綻の回避や休業を抑制するための取組みとして、課題を抱える企業を一定の基準で選定し、当協会職員による企業訪問や面談等を通じ業況を把握したうえで、当協会職員による支援のほか、外部専門家を派遣し、ビジネスモデル再構築支援を行うなど、企業の課題に応じた経営支援を実施しています。

○経営支援事例集及び動画の作成

令和2年10月からポストコロナ応援プロジェクトとして、当協会職員が積極的に企業訪問を行い、企業の現況を把握及び経営支援を実施し、中小企業者の事業維持を最優先とした取組みを行っています。今回、経営支援の取組みの一環として、経営支援事例集及び動画を作成しました。



※ 経営支援事例集及び動画は当協会ホームページからご覧いただけます。

○「京都市金融・経営一体型支援体制強化事業」の取組み

令和3年度に京都市が創設した制度で、当協会、金融機関、商工会・商工会議所等、関係機関が府内の各エリアごとに一体となった支援ネットワークを構築し、コロナ禍を乗り越えようとする中小企業者等の事業継続を伴走支援しています。

当協会では、企業訪問等を通じて企業の課題を把握し、本事業を通じ各地域の商工会・商工会議所との連携を深め、地域特性に応じた共同支援を展開しています。

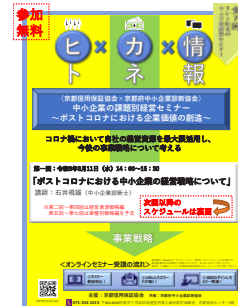
○中小企業の課題別経営セミナーの開催

令和3年8月から令和4年1月にかけて、「コロナ禍における中小企業の経営戦略」をテーマとした、中小企業診断士によるリレー形式のビジネスセミナーをオンライン形式で開催し、総計51名の方に参加いただきました。

第1回から第4回は、事業戦略立案の基盤となる基礎編、第5回から第7回は、業種別専門編（飲食業、宿泊・サービス業、卸・小売業）の講演を行い、中小企業の課題解決に向けた専門性の高い情報を提供しました。



《第3回セミナーの様子》



事業承継支援の取組み

○65歳以上の経営者訪問プロジェクト

平成29年度から、65歳以上の経営者を当協会職員が直接訪問し、後継者の有無や事業の継続・廃業等のヒアリング、問題点の洗い出し、早期着手による「事業承継計画」の策定支援等の解決方法を経営者と共に検討していく「65歳以上の経営者訪問プロジェクト」を実施しています。

プロジェクト開始から令和4年3月末までに、1,700企業を超える経営者を訪問・面談しました。

○「京都想いをつなぐファンド」

本ファンドは、中小企業者の事業承継の支援を目的とし、当協会、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、フューチャーベンチャーキャピタル(株)と共同で設立しました。同一都道府県に本店を置くすべての信用金庫及び信用保証協会が出資する事業承継ファンドの組成は、全国初の取組みで、保証だけでなく、投資でも組織の垣根を超えた支援を実施しています。

名称	京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合
ファンド総額	330百万円（最大）
設立日	令和2年1月29日
運用期間	10年（最長2年の延長可能）
組員構成	【有限責任組合】 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 京都信用保証協会 【無限責任組合】 フューチャーベンチャーキャピタル(株)
投資対象	各有限責任組員の営業エリア内に本社又は拠点を有する中小企業者

○アトツギらば オープニングナイトの開催

令和3年12月9日、宇治市内の産業交流拠点うじらぼにて、京都府南部地域の中小企業の後継者又は後継者候補の方を対象に、事業承継セミナー「アトツギらば オープニングナイト」を開催し、関係機関を含む33名の方に参加いただきました。

当日は、日本を代表するイノベーターであるミツフジ(株) 代表取締役 三寺歩氏を講師に招致し、第一部は講演、第二部はワークショップ、第三部は交流会を行い、後継者同士のアトツギコミュニティの構築と、イノベーション意欲の向上を支援しました。



○京都府北部アトツギベンチャーセミナー vol.2の開催

令和4年2月25日京丹後市会場、同年3月4日舞鶴市会場で、京都府北部地域の後継者を対象としたセミナーを開催し、関係機関を含む81名の方に参加いただきました。(オンライン視聴含む)

本セミナーは、2部構成となっており、1部では、京都府北部地域で事業承継し、事業を発展させている地元後継者による講演を行い、2部では、事業の将来について考えるワークショップを行いました。



《舞鶴市会場の様子》



○京都アトツギベンチャースクールの開催

令和4年3月17日～18日に、京都府内中小企業者の後継者又は後継者候補を対象とした「京都アトツギベンチャースクール」を開催し、総計13名の方に参加いただきました。

本スクールは、家業でイノベーションを起こすための知識やノウハウを提供し、また、講師及び後継者同士の交流の時間を設けコミュニティ構築を図っていただきました。



北部支所の整備

建物の老朽化等の課題を抱えている北部2支所（中丹支所・丹後支所）の整備を進めており、中丹支所は現在地での建替え、丹後支所は現支所の付近地への新築移転を行う予定です。

新事務所は、両支所ともに中小企業者等や関係機関の利便性向上、業務の生産性向上を踏まえたものにするとともに、SDGs推進の一環として府内産木材、CLT工法を積極的に活用した環境配慮型の事務所を構築し、また、丹後支所には、大規模災害等による本所被災時のバックアップサーバー室を設置します。

両支所ともに令和5年中の新事務所での営業開始に向けて整備を進めてまいります。

ホームページによる情報発信

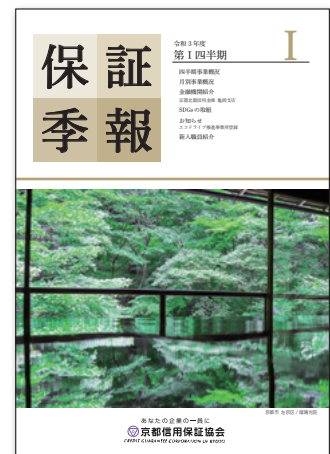
当協会ホームページでは、保証協会の概要、各種保証制度の紹介や経営支援メニューなどタイムリーな情報を掲載しています。また、外出先からも当協会ホームページを快適にご覧いただけるようスマートフォンやタブレット端末での表示にも対応可能となっています。今後も、皆様のお役に立つ情報を随時更新しますので、ぜひご活用ください。



各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期ごとに「保証季報」を発行し、府及び市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配布しています。

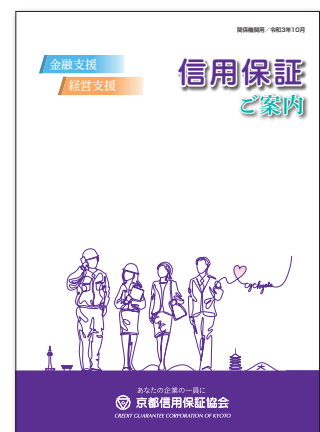
令和3年度の「保証月報」では、嵯峨美術短期大学との産学連携として表紙の作画を依頼しました。「京の食文化」をテーマに学生が描き上げた12枚の個性豊かで鮮やかなイラストが表紙を飾りました。



※ 上記広報物は、当協会ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

「信用保証ご案内」の発行

各種保証制度の紹介や当協会の経営支援メニューなど、関係機関の皆様向けに分かりやすくお伝えしています。



LINEによる情報発信

中小企業者、関係機関の皆様を対象に、保証制度や創業・経営支援、各種イベントなどの情報を随時配信しています。



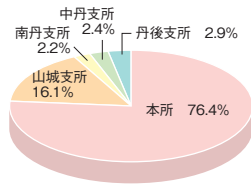
信用保証の実績

令和3年度 事業概況

保証承諾

(単位:百万円・%)

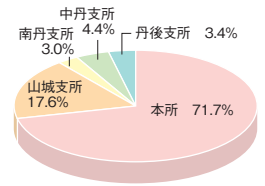
区分	件数	金額	前年度比
本所	7,585	180,877	▲76.6
山城支所	1,976	38,053	▲79.1
南丹支所	259	5,311	▲82.8
中丹支所	321	5,637	▲84.1
丹後支所	367	6,745	▲77.7
合計	10,508	236,622	▲77.5



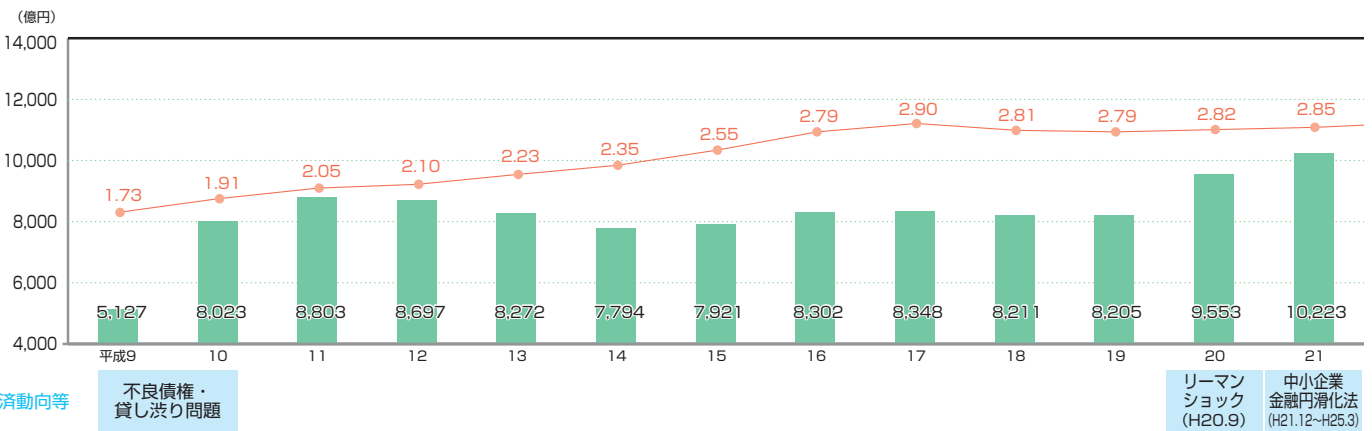
保証債務残高

(単位:百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	46,402	900,029	+4.7
山城支所	12,691	220,552	+1.6
南丹支所	2,299	37,444	+1.1
中丹支所	3,524	54,910	▲3.6
丹後支所	2,987	42,530	+0.7
合計	67,903	1,255,466	+3.5



保証債務残高の推移



保証協会に関する出来事

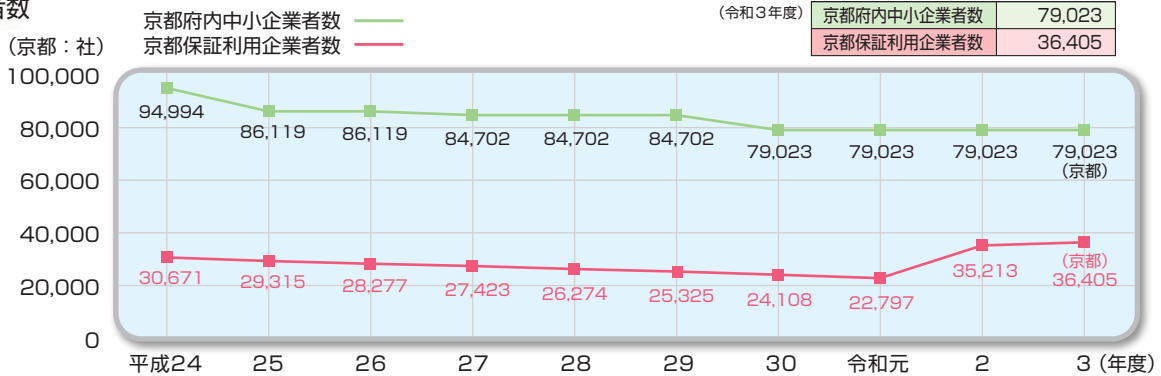
中小企業金融安定化特別保証 (H10.10.1~H13.3.31)

信用保証料の弾力化 (H18.4.1~)

責任共有制度 (H19.10.1~)

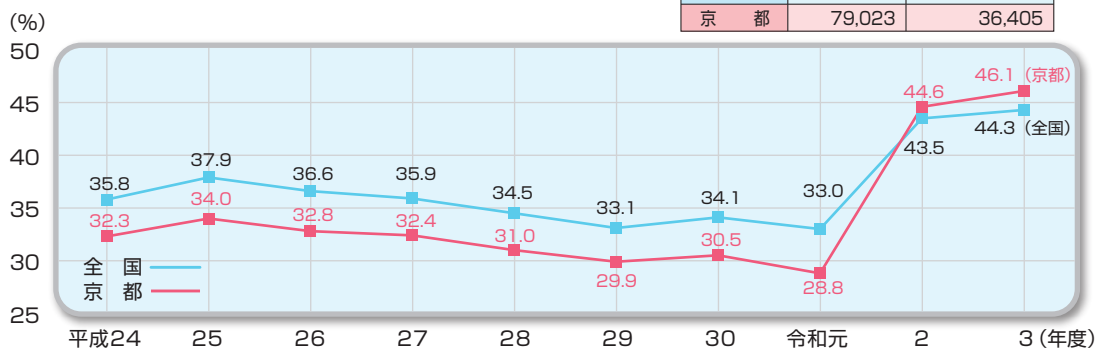
緊急保証 (H20.10.31~H22.2.14)

保証利用企業者数



(令和3年度)	中小企業者数	保証利用企業者数
全 国	3,578,176	1,583,496
京 都	79,023	36,405

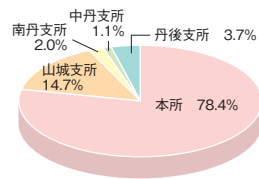
保証利用率



$$\text{保証利用率} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{中小企業者数}} \times 100$$

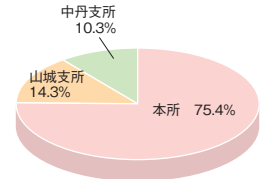
代位弁済 (単位: 百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	312	5,956	+39.0
山城支所	49	1,118	+33.8
南丹支所	7	154	+10.1
中丹支所	9	86	▲84.4
丹後支所	22	282	+531.2
合計	399	7,597	+29.6

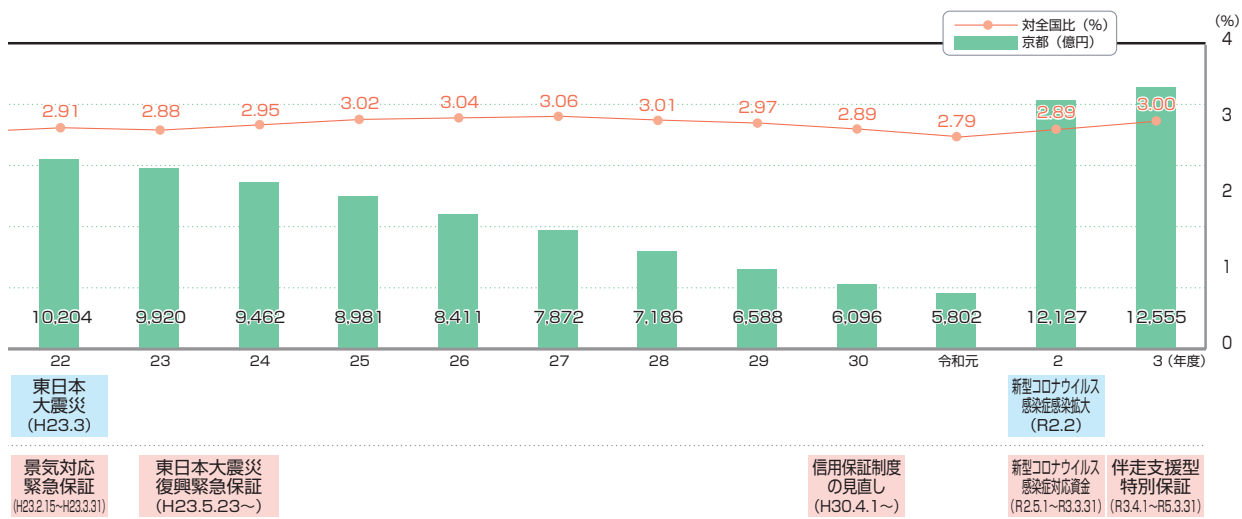


求償権回収 (単位: 百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	176	1,829	+13.6
山城支所	40	348	▲32.2
中丹支所	6	250	+93.1
合計	222	2,427	+2.3

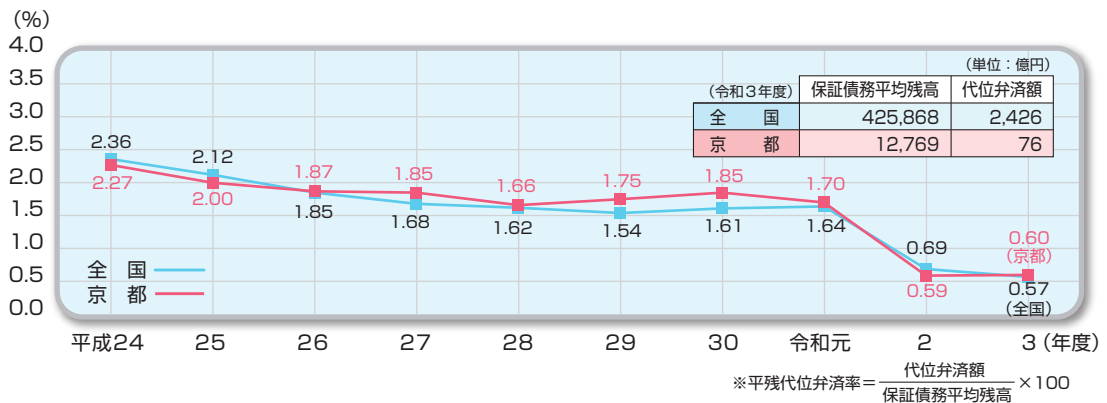


※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額

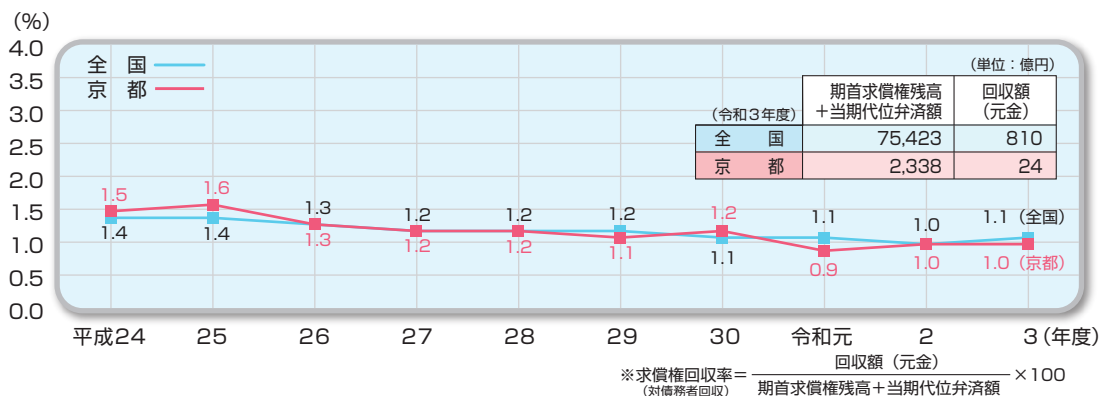


信用保証の実績

平残代位弁済率



求償権回収率



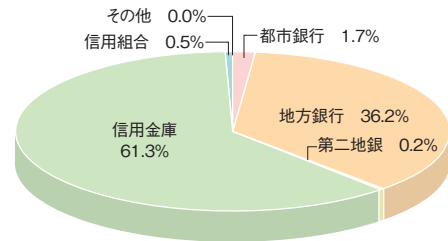
令和3年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	122	4,100	▲78.5
地方銀行	3,668	85,685	▲78.2
第二地銀	20	414	▲81.9
信用金庫	6,596	145,080	▲77.0
信用組合	96	1,294	▲82.6
その他	6	49	▲72.5
合計	10,508	236,622	▲77.5

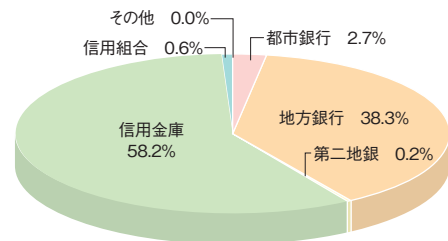
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

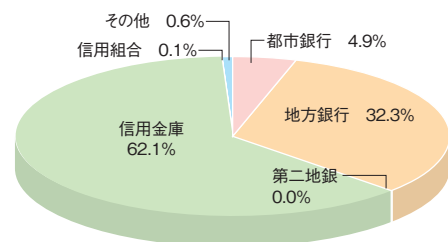
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	1,395	33,519	▲8.3
地方銀行	24,573	480,289	+2.2
第二地銀	190	2,572	+11.4
信用金庫	41,134	730,435	+4.9
信用組合	539	8,051	+16.1
その他	72	600	▲20.6
合計	67,903	1,255,466	+3.5



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	20	374	+117.2
地方銀行	127	2,455	+24.4
第二地銀	0	0	▲100.0
信用金庫	246	4,719	+28.3
信用組合	2	4	-
その他	4	44	+58.4
合計	399	7,597	+29.6



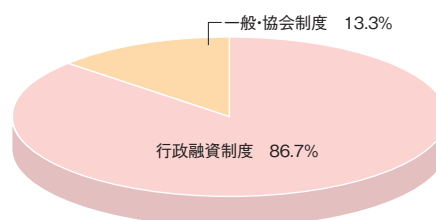
令和3年度 制度別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	9,405	205,252	▲79.8
一般・協会制度	1,103	31,370	▲6.8
合計	10,508	236,622	▲77.5

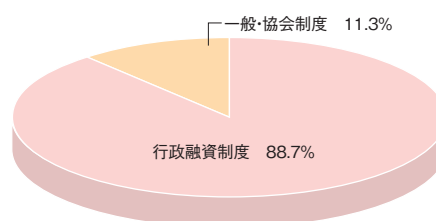
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

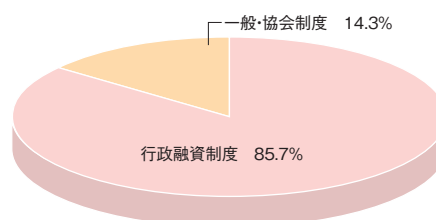
区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	60,483	1,114,049	+5.5
一般・協会制度	7,420	141,417	▲10.1
合計	67,903	1,255,466	+3.5



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	336	6,510	+41.8
一般・協会制度	63	1,087	▲14.3
合計	399	7,597	+29.6



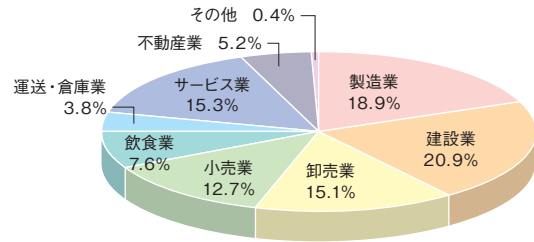
令和3年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	1,790	44,769	▲78.7
建設業	2,268	49,562	▲77.0
卸売業	1,249	35,630	▲77.3
小売業	1,396	30,076	▲73.8
飲食業	903	18,059	▲78.5
運送・倉庫業	320	9,070	▲72.6
サービス業	1,929	36,191	▲78.9
不動産業	590	12,314	▲80.5
その他	63	951	▲72.0
合計	10,508	236,622	▲77.5

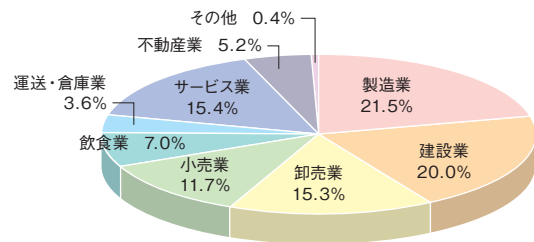
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

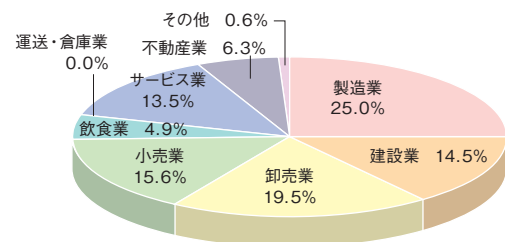
区分	件数	金額	前年度比
製造業	13,037	270,033	+1.9
建設業	13,881	251,015	+2.8
卸売業	8,508	192,429	+2.1
小売業	8,641	147,328	+3.8
飲食業	5,867	87,258	+8.7
運送・倉庫業	1,934	44,576	+5.3
サービス業	11,944	193,398	+5.4
不動産業	3,731	64,722	+3.6
その他	360	4,709	+4.8
合計	67,903	1,255,466	+3.5



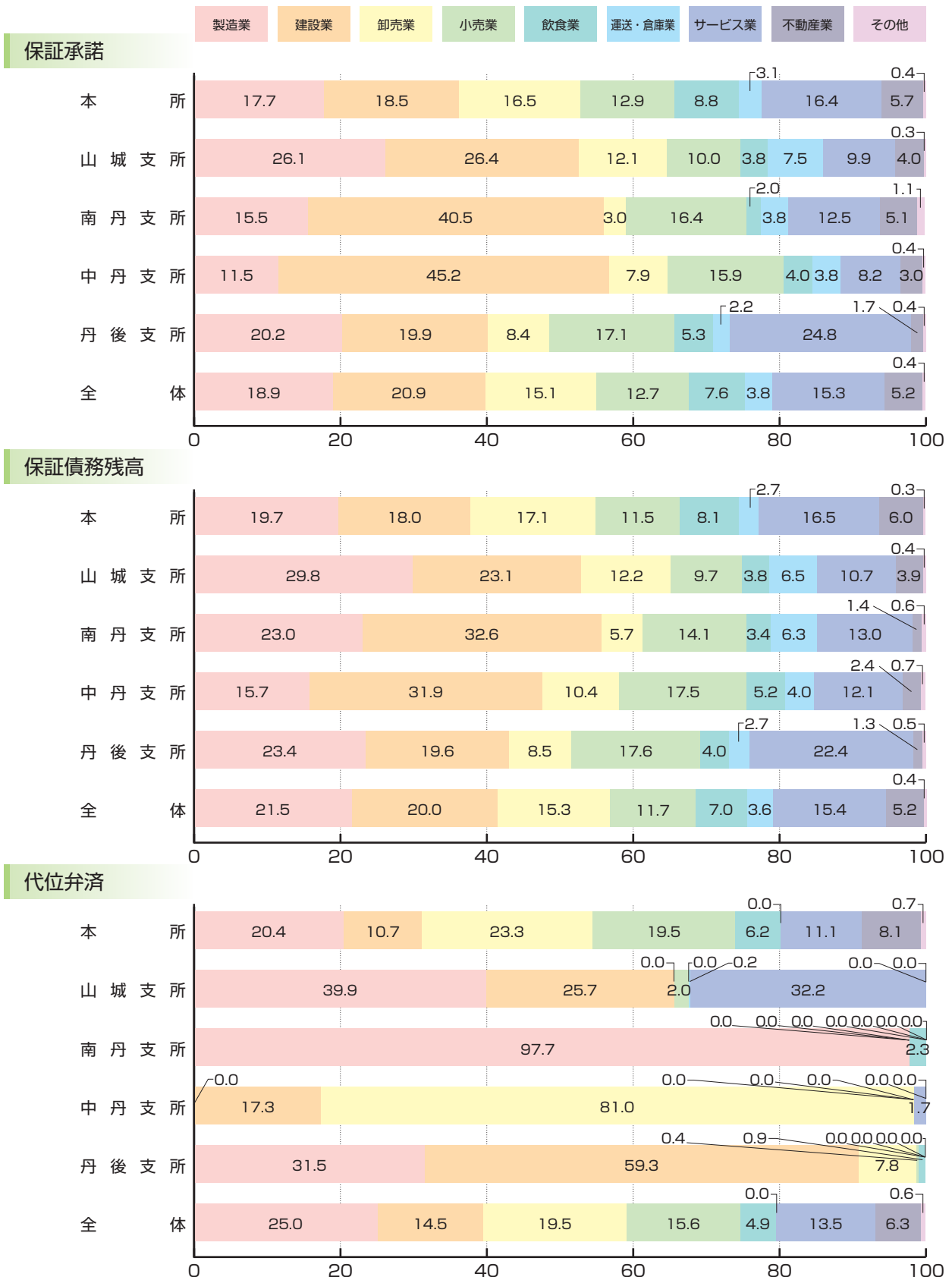
代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	84	1,902	+21.3
建設業	74	1,104	+90.2
卸売業	85	1,479	▲7.1
小売業	52	1,188	+41.7
飲食業	32	374	▲21.7
運送・倉庫業	1	2	▲97.8
サービス業	50	1,023	+57.1
不動産業	18	480	+1,128.6
その他	3	43	+1,069.2
合計	399	7,597	+29.6



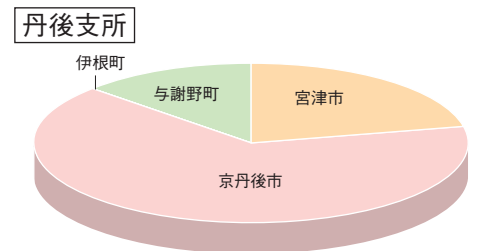
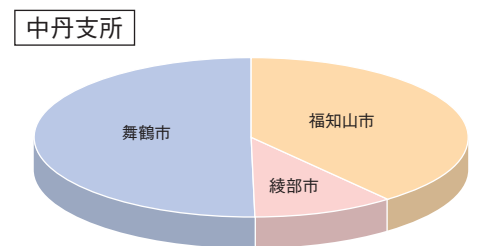
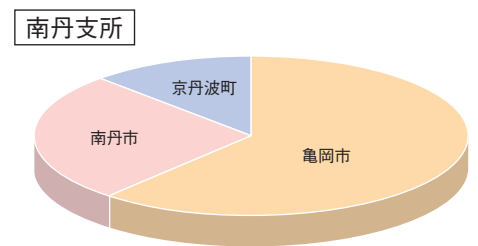
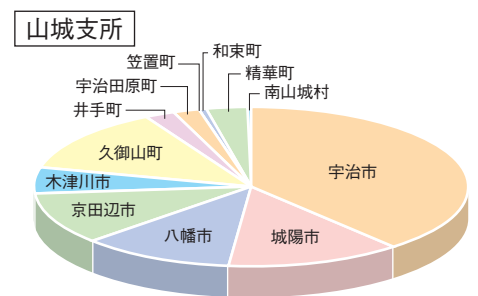
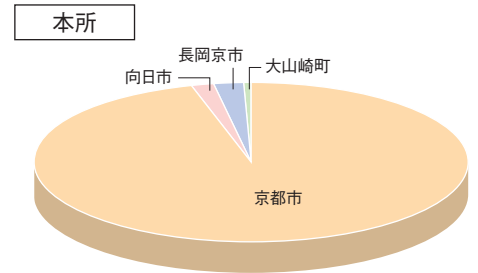
本支所別の業種構成比（金額）



令和3年度 市町村別（保証承諾）

(単位:百万円・%)

保証承諾					
業務区域	区分	件数	金額		
			前年度比	構成比	
本所	京都市	7,165	172,216	▲76.7	72.8
	向日市	156	2,787	▲77.0	1.2
	長岡京市	199	4,176	▲73.8	1.8
	大山崎町	26	535	▲66.2	0.2
山城支所	宇治市	815	14,996	▲77.3	6.3
	城陽市	294	4,997	▲78.6	2.1
	八幡市	182	4,419	▲81.3	1.9
	京田辺市	194	4,069	▲74.0	1.7
	木津川市	127	2,106	▲84.0	0.9
	久御山町	236	5,006	▲80.4	2.1
	井手町	32	885	▲78.0	0.4
	宇治田原町	44	716	▲83.9	0.3
	笠置町	1	3	▲97.7	0.0
	和束町	11	268	▲81.8	0.1
	精華町	58	1,131	▲83.3	0.5
	南山城村	5	79	▲62.6	0.0
	南丹支所	亀岡市	164	3,309	▲84.7
南丹市		69	1,410	▲77.5	0.6
京丹波町		27	652	▲80.7	0.3
中丹支所	福知山市	122	2,263	▲84.8	1.0
	綾部市	46	619	▲88.3	0.3
	舞鶴市	161	2,887	▲82.2	1.2
丹後支所	宮津市	97	1,544	▲72.2	0.7
	京丹後市	223	4,630	▲76.2	2.0
	伊根町	2	8	▲97.5	0.0
	与謝野町	52	912	▲83.3	0.4
計		10,508	236,622	▲77.5	100.0



令和3年度 市町村別（保証債務残高・代位弁済）

（単位：百万円・％）

業務区域	区分	件数	保証債務残高			代位弁済	
			金額	金額		金額	前年度比
				前年度比	構成比		
本所	京都市	44,230	864,655	+4.7	68.9	5,875	+46.7
	向日市	877	14,115	+5.4	1.1	19	▲93.6
	長岡京市	1,178	19,935	+4.6	1.6	243	+717.7
	大山崎町	155	2,087	+6.0	0.2	0	－
山城支所	宇治市	4,842	77,919	+1.3	6.2	379	+196.8
	城陽市	1,713	27,765	+1.8	2.2	42	+234.8
	八幡市	1,329	28,101	+5.3	2.2	0	▲100.0
	京田辺市	1,261	19,912	+4.3	1.6	19	▲19.3
	木津川市	989	15,158	▲2.7	1.2	216	+138.4
	久御山町	1,337	30,310	+0.3	2.4	163	▲35.8
	井手町	237	4,997	+1.0	0.4	54	+148.0
	宇治田原町	311	5,844	▲0.6	0.5	64	+54.7
	笠置町	14	141	▲15.5	0.0	0	－
	和束町	102	1,666	+16.0	0.1	0	▲100.0
	精華町	522	8,194	▲0.3	0.7	0	－
	南山城村	17	236	+11.7	0.0	0	－
	南丹支所	亀岡市	1,491	24,281	+1.2	1.9	23
南丹市		542	8,430	+0.0	0.7	0	－
京丹波町		234	3,955	▲4.6	0.3	131	+20,579.8
中丹支所	福知山市	1,317	21,431	▲3.7	1.7	53	▲79.5
	綾部市	580	8,934	▲1.4	0.7	1	－
	舞鶴市	1,635	24,842	▲4.3	2.0	31	▲89.3
丹後支所	宮津市	638	8,344	+3.0	0.7	18	+27.3
	京丹後市	1,739	25,958	+0.3	2.1	259	+738.0
	伊根町	57	637	▲4.4	0.1	0	－
	与謝野町	556	7,618	+0.0	0.6	6	－
	計	67,903	1,255,466	+3.5	100.0	7,597	+29.6

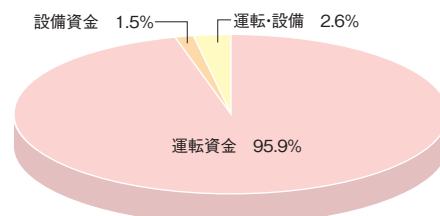
令和3年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	9,671	226,839	▲78.2
設 備 資 金	374	3,580	+21.8
運 転・設 備	463	6,203	▲4.4
合 計	10,508	236,622	▲77.5

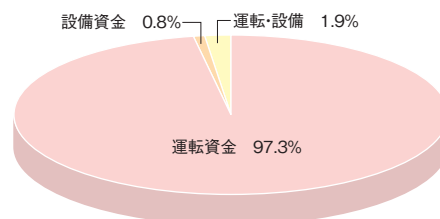
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

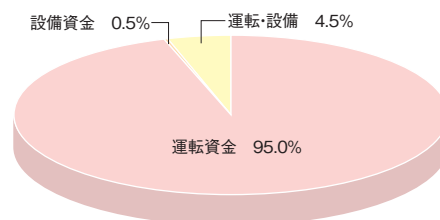
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	64,553	1,222,076	+3.6
設 備 資 金	1,408	9,664	+10.5
運 転・設 備	1,942	23,727	▲1.5
合 計	67,903	1,255,466	+3.5



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	378	7,214	+31.8
設 備 資 金	8	42	▲63.3
運 転・設 備	13	341	+25.7
合 計	399	7,597	+29.6



創立以来の事業概況

(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和14~ 平成6	673,811	3,775,829	56,431	434,420	38,951	134,256	23,722	80,587	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
28	10,054	198,400	50,253	718,621	827	12,407	302	3,522	495	3,473
29	9,597	187,638	47,293	658,838	772	11,925	281	3,283	469	3,723
30	9,440	173,455	44,146	609,562	669	11,599	294	3,621	327	2,340
令和元	10,306	199,580	41,353	580,183	575	9,964	248	2,497	334	3,247
2	49,070	1,051,836	67,331	1,212,745	349	5,860	248	2,371	507	1,993
3	10,508	236,622	67,903	1,255,466	399	7,597	222	2,427	341	2,558
累計	1,288,077	14,030,170	—	—	81,775	596,186	37,873	234,368	—	—

※ 求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
《資産》		《負債》	
現金・預け金	45,859,064,806	責任準備金	7,546,043,311
有価証券	98,101,907,000	退職給与引当金	1,352,880,000
其他有価証券	14,076,739	借入金	0
動産・不動産	3,250,857,292	雑勘定	52,897,852,266
求償権	2,558,467,532	仮受金	108,666,151
求償権償却準備金	▲ 836,646,185	保険納付金	236,353,834
雑勘定	2,378,444,119	損失補償納付金	31,870,581
未収利息	91,094,422	未経過保証料	52,498,303,915
未経過保険料	2,279,271,496	未払保険料	2,793,728
その他	8,078,201	未払費用	19,864,057
		負債合計	61,796,775,577
		《正味財産》	
		基本財産	59,686,395,726
		基金	7,645,877,060
		基金準備金	52,040,518,666
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	29,843,000,000
		正味財産合計	89,529,395,726
合計	151,326,171,303	負債及び正味財産合計	151,326,171,303

・ 保証債務見返（資産）及び保証債務（負債）各1,255,466,291,832円は、備忘勘定であるため除いています。

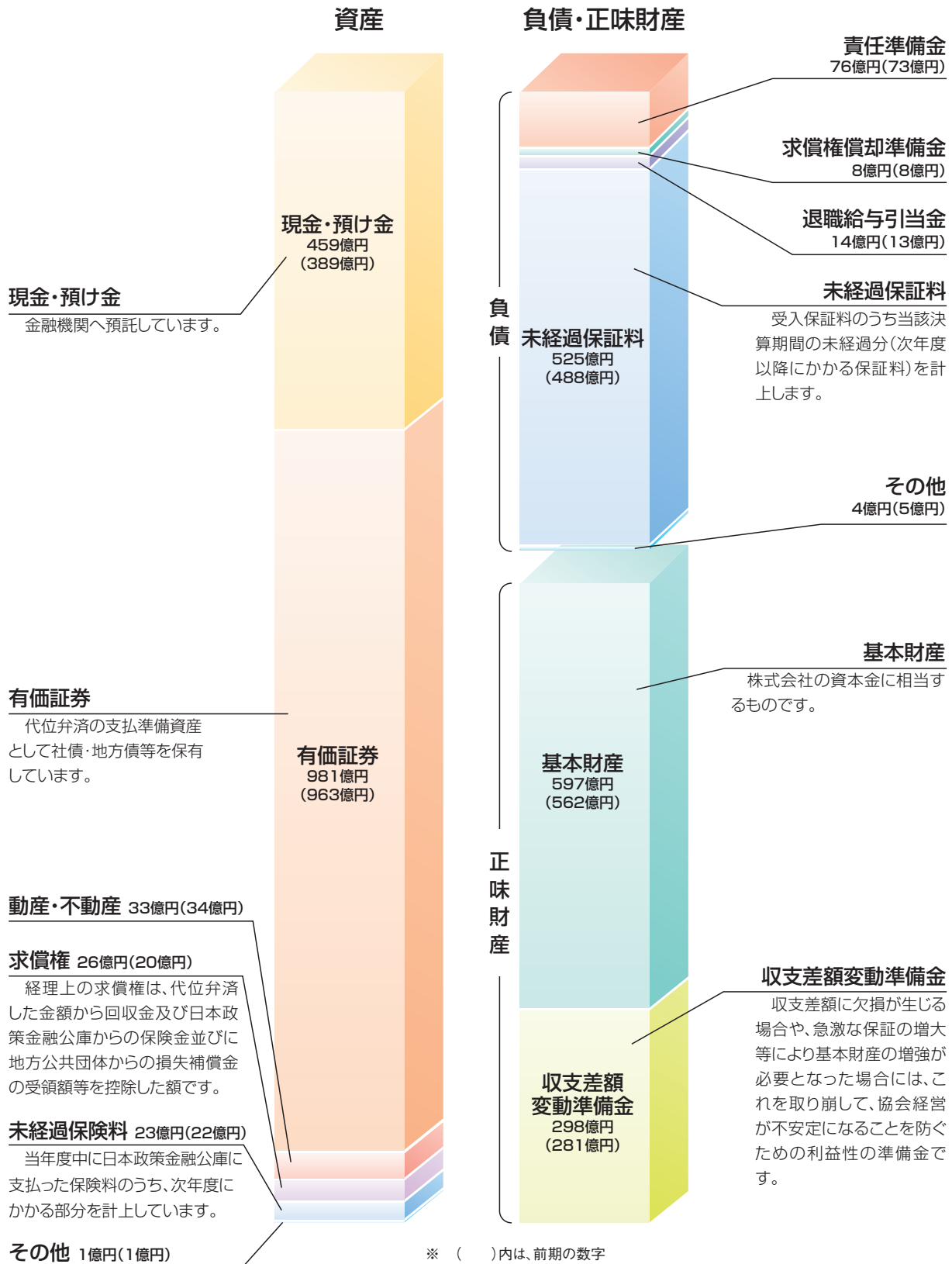
財産目録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	85,782	責任準備金	7,546,043,311
預け金	45,858,979,024	求償権償却準備金	836,646,185
有価証券	98,101,907,000	退職給与引当金	1,352,880,000
其他有価証券	14,076,739	損失補償金	0
動産・不動産	3,250,857,292	保証債務	1,255,466,291,832
保証債務見返	1,255,466,291,832	求償権補てん金	0
求償権	2,558,467,532	借入金	0
雑勘定	2,378,444,119	雑勘定	52,897,852,266
合計	1,407,629,109,320	合計	1,318,099,713,594
		正味財産	89,529,395,726

貸借対照表《図解》



※ ()内は、前期の数字
 ※ 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。
 ※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

収支計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額
経常収入	14,192,782,583
保証料	12,552,644,306
預け金利息	8,141,061
有価証券利息配当金	631,215,807
延滞保証料	0
損害金	93,018,675
事務補助金	11,174,143
責任共有負担金	838,684,000
雑収入	57,904,591
経常支出	7,795,380,026
業務費	2,172,957,252
借入金利息	0
信用保険料	5,451,716,661
責任共有負担金納付金	170,706,113
雑支出	0
経常収支差額	6,397,402,557
経常外収入	14,005,332,702
償却求償権回収金	279,125,297
責任準備金戻入	7,294,515,634
求償権償却準備金戻入	799,458,458
求償権補てん金戻入	5,632,224,313
保険金	5,112,338,470
損失補償補てん金	519,885,843
その他収入	9,000
経常外支出	15,098,244,610
求償権償却	6,691,248,546
雑勘定償却	18,111,078
退職金	3,978,000
責任準備金繰入	7,546,043,311
求償権償却準備金繰入	836,646,185
その他支出 他	2,217,490
経常外収支差額	▲1,092,911,908
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	5,304,490,649
収支差額変動準備金繰入額	1,769,000,000
基本財産繰入額	3,535,490,649

左記収支計算書は、信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額を分かりやすく表示すると、次のとおりとなります。

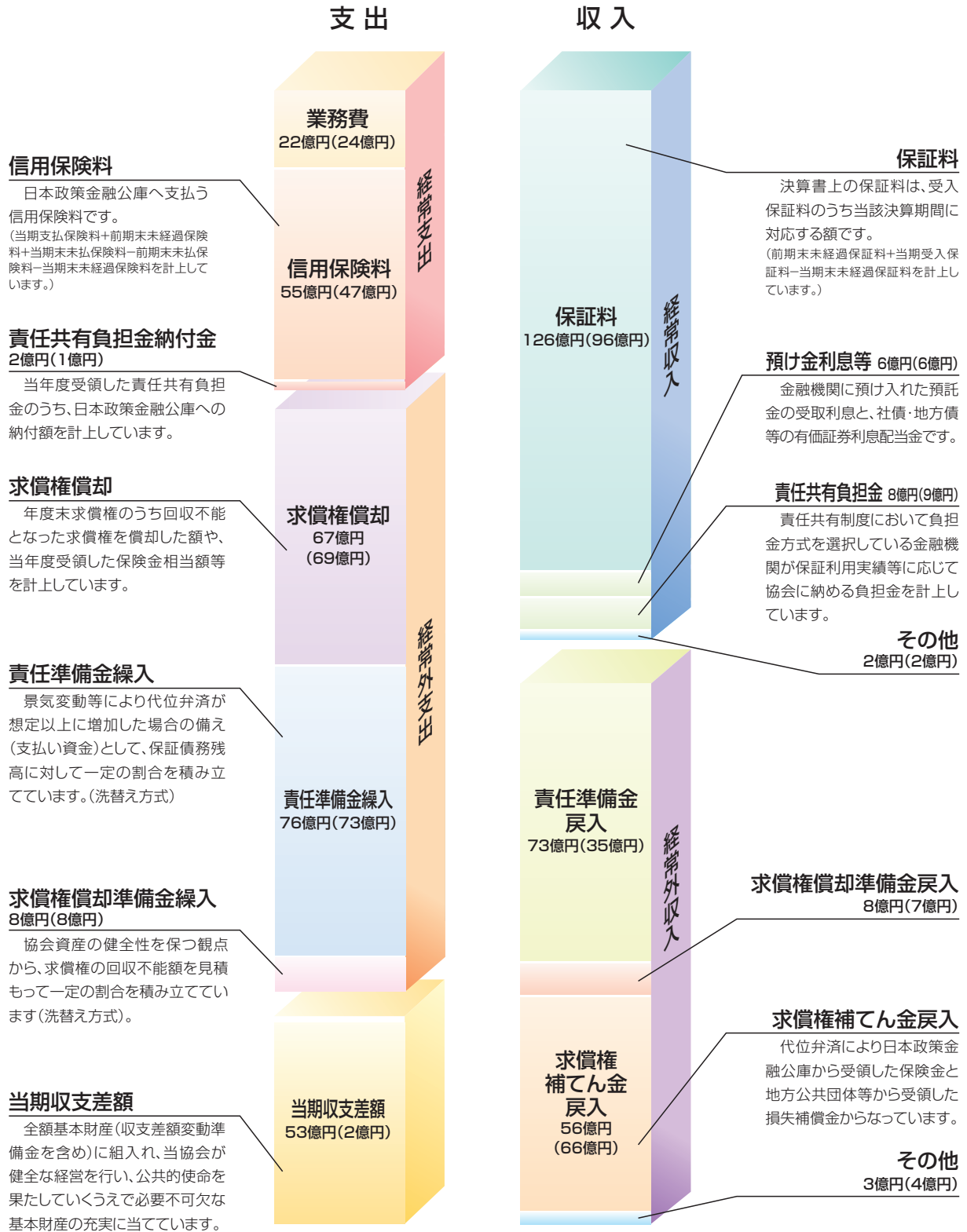
(単位：円)

経常外収支		
科目	金額	
償却求償権回収金	279,125,297	…①
責任準備金		
戻入	7,294,515,634	
繰入	▲7,546,043,311	
(当期純戻入額)	▲251,527,677	…②
求償権償却準備金		
戻入	799,458,458	
繰入	▲836,646,185	
(当期純戻入額)	▲37,187,727	…③
求償権償却		
求償権償却	▲6,691,248,546	
求償権補てん金戻入	5,632,224,313	
(当期自己償却額)	▲1,059,024,233	…④
その他	▲24,297,568	…⑤
経常外収支差額	▲1,092,911,908	…⑥

※ ⑥ (経常外収支差額) = ① + ② + ③ + ④ + ⑤

正味財産
の増加

収支計算書《図解》

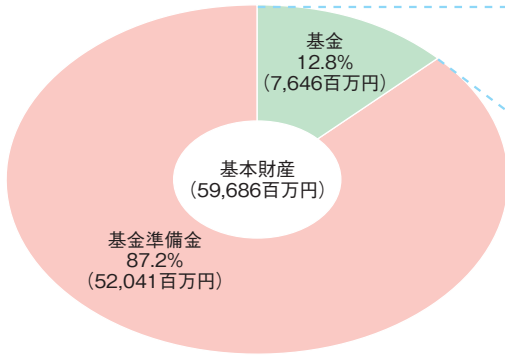


※ ()内は、前期の数字
 ※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

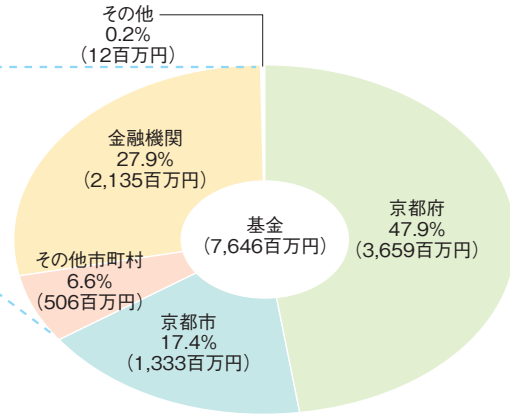
基本財産の状況

基本財産の現状

(令和4年3月末現在)

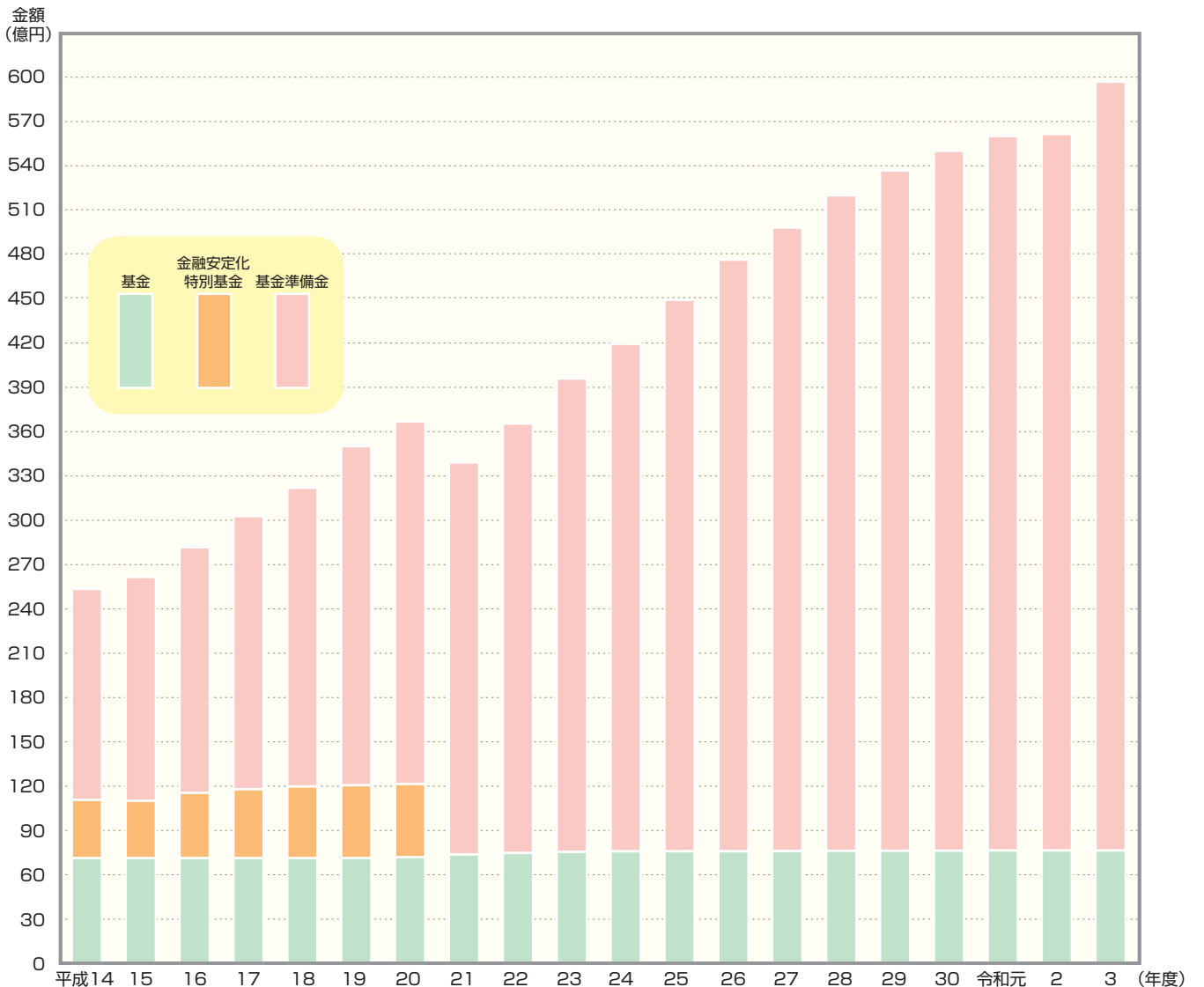


基金への出捐割合



- (注) 1 基金準備金は、協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額
 2 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。
 3 四捨五入のため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

基本財産の推移



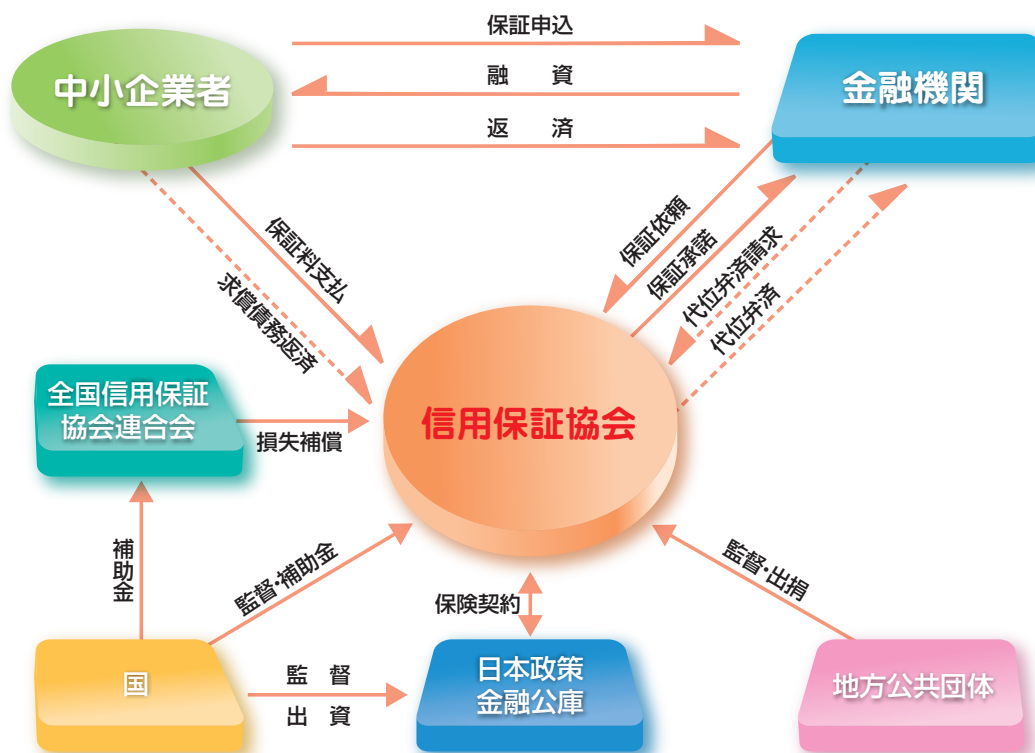
信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等をはじめとする支援を行っています。

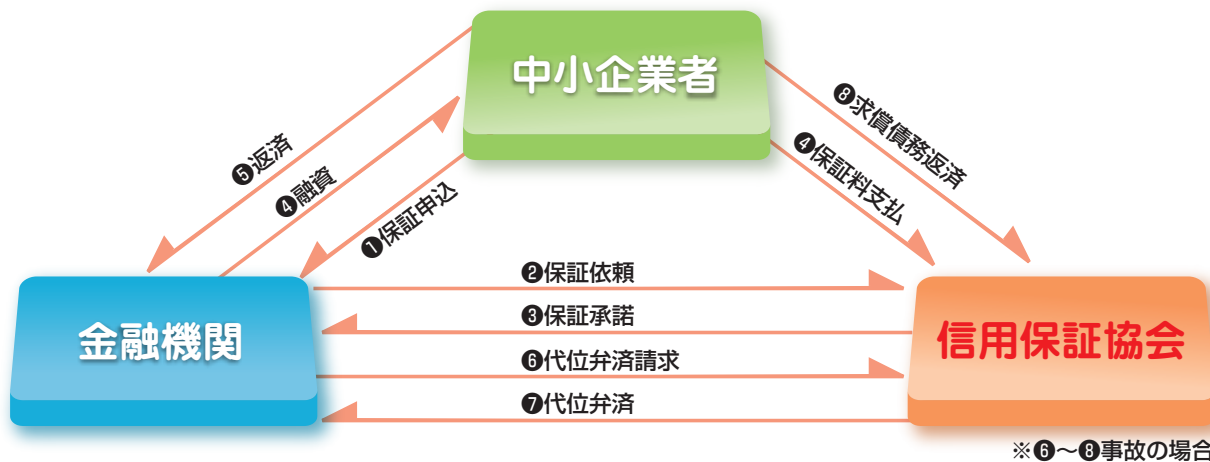
現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国で合わせて51協会が設けられています。

信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成る信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成る信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部又は一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居又は事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店又は事業所を有する法人

○企業規模

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが次の条件を満たしていれば対象となります。

- ※ 原則として下表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。
- ※ 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけません。
- ※ 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人は、医業を主たる事業とする場合を除き、信用保証をご利用いただけません。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれます。

- ① 農業（園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、その他保証（保険）対象外の業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

保証限度額

個人・法人	2億8,000万円(うち、無担保保証8,000万円)
組 合	4億8,000万円(うち、無担保保証8,000万円)

上記の保証限度額（一般枠）とは別枠でご利用いただける保証制度もあります（セーフティネット保証、危機関連保証、中小企業特定社債保証など）。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合からの転貸資金を除く。）
- ③ 金融機関から直接借り入れた資金を返済するための資金(旧債振替資金)(協会が認めた場合を除く。)

保証期間

運転資金 5年

設備資金 7年

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
 - 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。
- 注) 地方公共団体及び金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

連帯保証人

【個人及び法人の場合】

個人は原則不要、法人は原則代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、次のようなケースは連帯保証人になっていただく場合があります。

- ① 実質的な経営権を有している方又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

【組合の場合】

原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）に関する対応 - 令和3年度の実績 -

1 保証承諾のうち保証人を不要とした実績は次のとおりで、全国ベースより高い割合となっています。

法人・個人を含む保証承諾

	京都	全国(参考)
信用保証を承諾した件数 …①	10,508	547,137
うち保証人を不要とした件数…②	4,209	160,818
保証人不要の割合(②÷①)	40.1%	29.4%

2 保証時・借換や条件変更時において、経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む。）を不要とする取扱い（3類型）をしています。

保証人を不要として信用保証を承諾した件数

類型	件数
信用保証を利用しない金融機関融資と協調するもの(BK連携型)	29
財務内容から見て保証人を不要とするもの(財務型)	3
物的担保が充足しているもの(担保型)	1

また、代表者交代時においては、既存の保証付き融資について、旧・新代表者の両方から経営者保証をとることはしない取組みを進めています。

代表者交代時における対応

類型	件数
旧代表者・新代表者とも保証不要	32
新代表者のみ保証	325
旧代表者のみ保証	462
旧代表者・新代表者とも保証必要	5

3 連帯保証人の保証債務を解消した実績は、次のとおりです。

保証債務を解消した件数

類型	件数
「経営者保証に関するガイドライン」によるもの	35
「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」によるもの	20

担 保

必要に応じて、物的担保（原則として①不動産、②有価証券、③流動資産（売掛債権・棚卸資産））を提供していただきます。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・ 市街化調整区域内の不動産
- ・ 農地、山林
- ・ 遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県及び福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものを除く。）
- ・ 換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖、傾斜地等）

責任共有制度

信用保証協会の保証付融資については、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』を導入しています。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関ごとの選択により、そのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式においても20%です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1 X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。

※2 Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

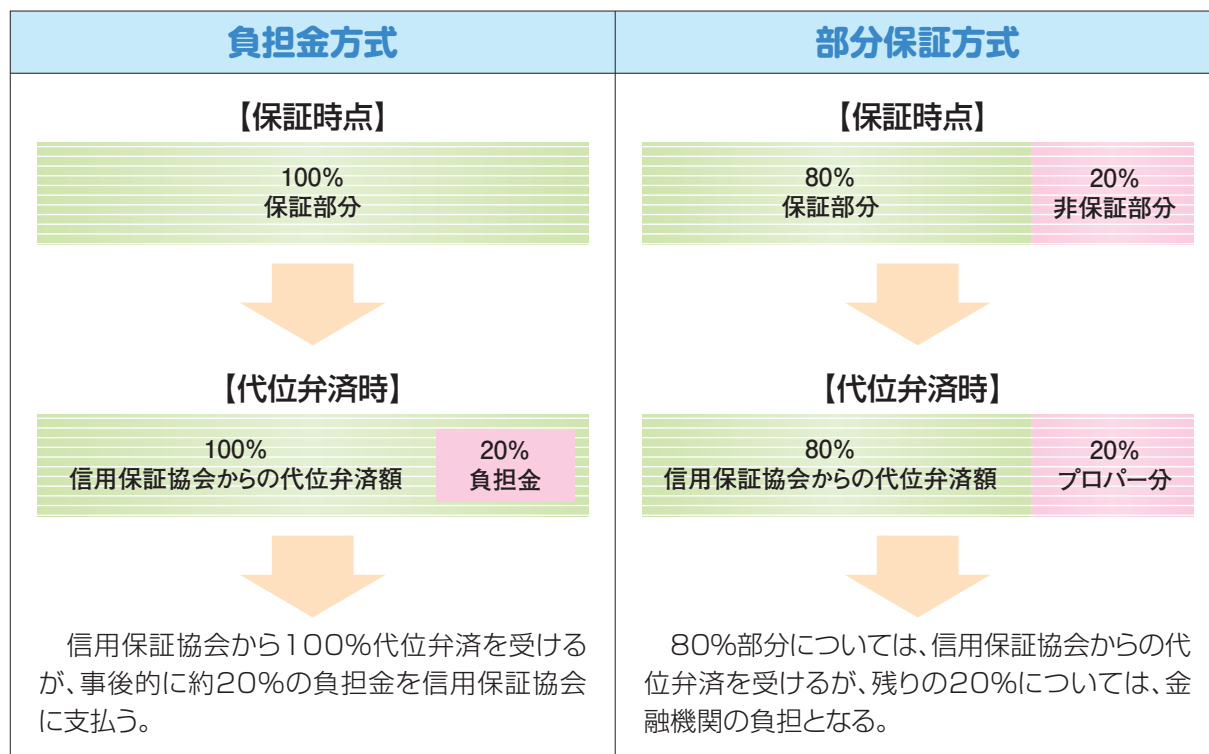
【部分保証方式】

貸付金額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証制度

責任共有制度の対象（80%保証）から除かれる主な保証（100%保証）は、次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証第1号～第4号・第6号
- ・ 創業関連保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く。）
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る。）
- ・ 危機関連保証

信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価として当協会にお支払いいただくものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用（変更）保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

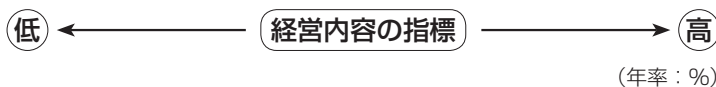
「分割返済回数別係数」とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、信用保証料を割り引くための掛け目のことです。

信用保証料率

貸付金額に対する信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）で、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※ 「CRD」とは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。



(年率：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

【定性要因による割引】

前頁の基準料率から次の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 有担保割引…0.1%の割引

物的担保を提供いただく場合

※ セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

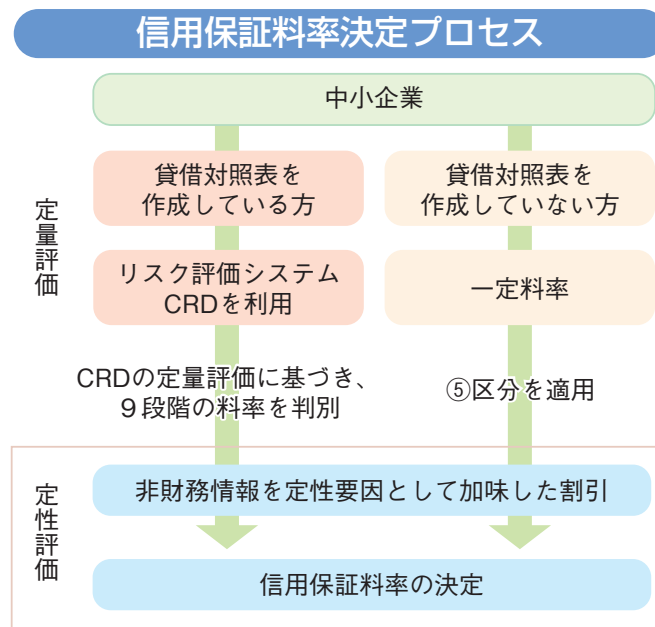
(2) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府及び京都市の制度融資（「一般資金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（経営力強化保証制度及び危機関連保証制度を除く。）」に限る。）を利用する場合

(3) 会計参与設置会社割引…0.1%の割引*

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記があることを示す書類を提出した中小企業者

※ 一括支払契約保証、事業承継特別保証制度（特別料率を適用する場合）、経営承継借換関連特別保証制度（左記に同じ）、伴走支援型特別保証制度、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度及び京都府・京都市協調融資「開業・経営承継支援資金（承継無保証人型・承継無保証人借換型）」、「伴走支援型経営改善おうえん資金」、「中小企業下支え資金（感染症対応型）」を除く保証が対象です。



京都府・京都市の協調融資制度の信用保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、次の表のとおり、基準料率から一部引き下げた料率を設定し（ 部分）、中小企業者の負担軽減を図っています。

(年率：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
一般資金（無担保）		1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
経営力向上関連保証		0.70 (海外投資関係保険(有担保・無担保)、新事業開拓保険(有担保)を利用する場合を除く)									
小規模企業 おうえん資金	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	
	ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
あんしん 借換資金	緊急枠 保証制度 経営力強化	売上減少等（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
		責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
	責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	
	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
	危機関連枠	0.80									
中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）								
	経営改善 サポート保証枠	責任共有	0.75								
		責任共有外	0.90								
感染症対応型		0.20									
中小企業 再生支援資金	長期資金	一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45
	短期フォローアップ資金	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	長期資金 短期フォローアップ資金	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）								
災害対策 緊急資金	一般枠（無担保）		1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）								
	激甚枠		0.80								
新型コロナウイルス 対応緊急資金	一般枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
	セーフティネット保証5号		0.75								
伴走支援型経営改善 おうえん資金	一般枠		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
	セーフティネット保証4号・5号		0.20								
開業・経営承継 支援資金	開業型		0.50（創業関連）								
	事業転換・多角化型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
	経営承継一般型 （無担保）	経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		特定経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		経営承継準備関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		特定経営承継準備関連保証	0.95								
	経営承継支援型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
	経営承継借換型（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
承継無保証人型		0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	
承継無保証人借換型		0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	

(※1) 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には0.60%（責任共有）、0.80%（責任共有外）、（経営者保証免除対応の場合は0.80%（責任共有）、1.00%（責任共有外））の料率を基に所定の条件変更保証料を負担いただく必要があります。

(※2) 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には0.25～0.95%（保証料区分による）の料率を基に所定の条件変更保証料を負担いただく必要があります。

(※3) 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には0.65%（経営者保証免除対応の場合は0.85%）の料率を基に所定の条件変更保証料を負担いただく必要があります。

(※4) 京都府・京都市の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率を記載。
（保証料補助は当初保証料のみが対象であり、条件変更に伴い生じる追加保証料（上表の各区分料率+0.10%で算出）は補助対象外）

京都府中小企業融資制度

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
文化産業 振興基金	一般枠	(有担保)	1.55	1.40	1.25	1.05	0.85	0.85	0.70	0.50	0.35
		(無担保)	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
	経営革新 関連保証	0.75 (海外投資関係保険(有担保・無担保)、 新事業開拓保険(有担保)を利用する場合を除く)									

京都市中小企業融資制度

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
京都市関連 認定制度資金	(有担保)	1.55	1.40	1.25	1.05	0.85	0.85	0.70	0.50	0.35
	(無担保)	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
京都市企業立地 促進資金	(有担保)	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	(無担保)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
京都市SDGs推進 サポート資金	(有担保)	1.50	1.35	1.20	1.00	0.80	0.70	0.55	0.35	0.20
	(無担保)	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.80	0.65	0.45	0.30

主な保証制度

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	信用保証料率	
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)	
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に…	個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な 資金をお求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
事業者カードローン当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、 簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
中小企業特定社債保証 社債発行により資金調達手段の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上7年以内	年0.45%～年1.90%	
流動資産担保融資保証 売掛債権又は棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は1年以内)	年0.68%	
事業承継サポート保証 円滑な事業承継のために…	2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	15年以内	年0.95%	
京都短期継続保証（京たん） 資金繰り安定・新たな事業拡張をご検討中の方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年	年0.45%～年1.90%	
伴走支援型特別保証（伴走特別） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 継続的な伴走支援をお求めの方に…	6,000万円	10年以内	年0.20%～年1.15%	
提携保証	スーパータイムリー（対象者：法人） 京カサポート（対象者：個人） 迅速な保証をご検討中の方に…	8,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内)	10年	年0.35%～年1.25%
	ネクスト プロパー貸付と同時に 資金調達を…	1億6,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内) 但し、他提携保証の残高含	10年	年0.35%～年1.25%

※ 信用保証料率は、貸付金額に対する率です。

主な京都府・京都市協調融資制度（令和4年度）

（信用保証料率については、44ページを参照ください。）

制度名 （対象者）	融資期間	融資限度額		融資利率	
				金利優遇 制度	
一般資金 （中小企業・組合）	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	【経営力向上関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 （認定経営力向上計画に係る事業のうち 新事業活動の実施に必要な資金に限る）	（取扱金融 機関が 定める 固定金利）	0.2% 引下げ
小規模企業 おうえん資金 （小規模企業・小規模組合）	運転・設備 10年以内	ベース枠2,000万円 【小口零細企業保証】 （保証協会の全ての保証付 融資残高を含み2,000万円）	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2%	
		ステップアップ枠 2,000万円 （一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内）		年1.7%	年1.5%
あんしん 借換資金	緊急枠 （売上減少等の中小企業者・組合）	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%	
	経営力強化保証制度 （認定経営革新等支援 機関等の支援を受ける 中小企業者・組合）	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%	
	セーフティネット枠 （セーフティネット保証の 中小企業者・組合）	有担保 2億円 無担保 8,000万円	無担保無保証人2,000万円 （小規模企業者等） （別枠のすべての保証付融資残高を 含み2,000万円）	年1.2% 借換の場合 年1.8%	
	危機関連枠	【危機関連保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.1% 借換の場合 年1.7%	
中小企業下支え資金 （認定経営革新等支援機関の支援 を得て、企業サポート委員会の検 討に基づき経営改善計画を作成又 は決定した中小企業者・組合）	運転・設備 10年以内 （ただし、特に必要 と認められた場合 は15年以内）	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット 保証又は事業再生 計画実施関連保証 の要件を満たす方 は、別枠利用可	金融機関の 所定利率	
		【事業再生計画実施関連（感染症対応型）】 有担保 2億円 無担保 8,000万円			
伴走支援型経営改善 おうえん資金	運転・設備 10年以内	【一般枠又はセーフティネット保証4号・5号】 6,000万円		年1.1%	
中小企業再生支援資金 （再生に強い意志を持ち、取扱金 融機関又は京都府中小企業再生支 援協議会の支援を得て再生計画を 作成した中小企業者・組合等）	<長期資金> 10年以内 （ただし、特に必要 と認められた場合 は20年以内）	2億円	セーフティネット 保証認定を受けた 方は別枠利用可	金融機関の 所定利率	
	<短期フォロー アップ資金> 1年以内	無担保 8,000万円			

制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率	
				金利優遇 制度	
災害対策緊急資金 (自然災害等により被害を受けた 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット 保証及び激甚災害 保証を利用する場 合は別枠利用可	年0.9%	
新型コロナウイルス 対応緊急資金	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット 保証5号の認定を 受けた方は別枠利 用可	年1.2%	
開業・経営承継 支援資金 (創業者・事業転換・ 多角化企業・経営承継者)	運転・設備 10年以内 (ただし、経営承継 借換型については 特に必要と認め られた場合は 20年以内)	開業型	【創業関連特別保証】 3,500万円 取扱金融機関独自融資との協調要 件(A)の場合は、独自融資での借 入額の範囲内	年1.2% (開業型・経営承継 支援型ともに、A は取扱金融機関が 定める固定金利)	
		多角化型	2,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額 (一般枠)の範囲内)		
		経営承継一般型	経営承継 関連保証		有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)
			特定経営承継 関連保証		有担保 2億円 無担保 8,000万円
			経営承継準備 関連保証		有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)
			特定経営承継 準備関連保証		有担保 2億円 無担保 8,000万円
		支援型	有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関独自融資との協調要 件(A)の場合は、独自融資での借 入額の範囲内		
		借換型	2億8,000万円		金融機関の 所定金利
無保証人 承継型	【事業承継特別保証】 2億8,000万円	年1.2%			
承継無保証人 借換型	【経営承継借換関連】 2億8,000万円	年1.2%			

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、引き続きコンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めます。

コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者又は現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し、取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めていきます。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化及び発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

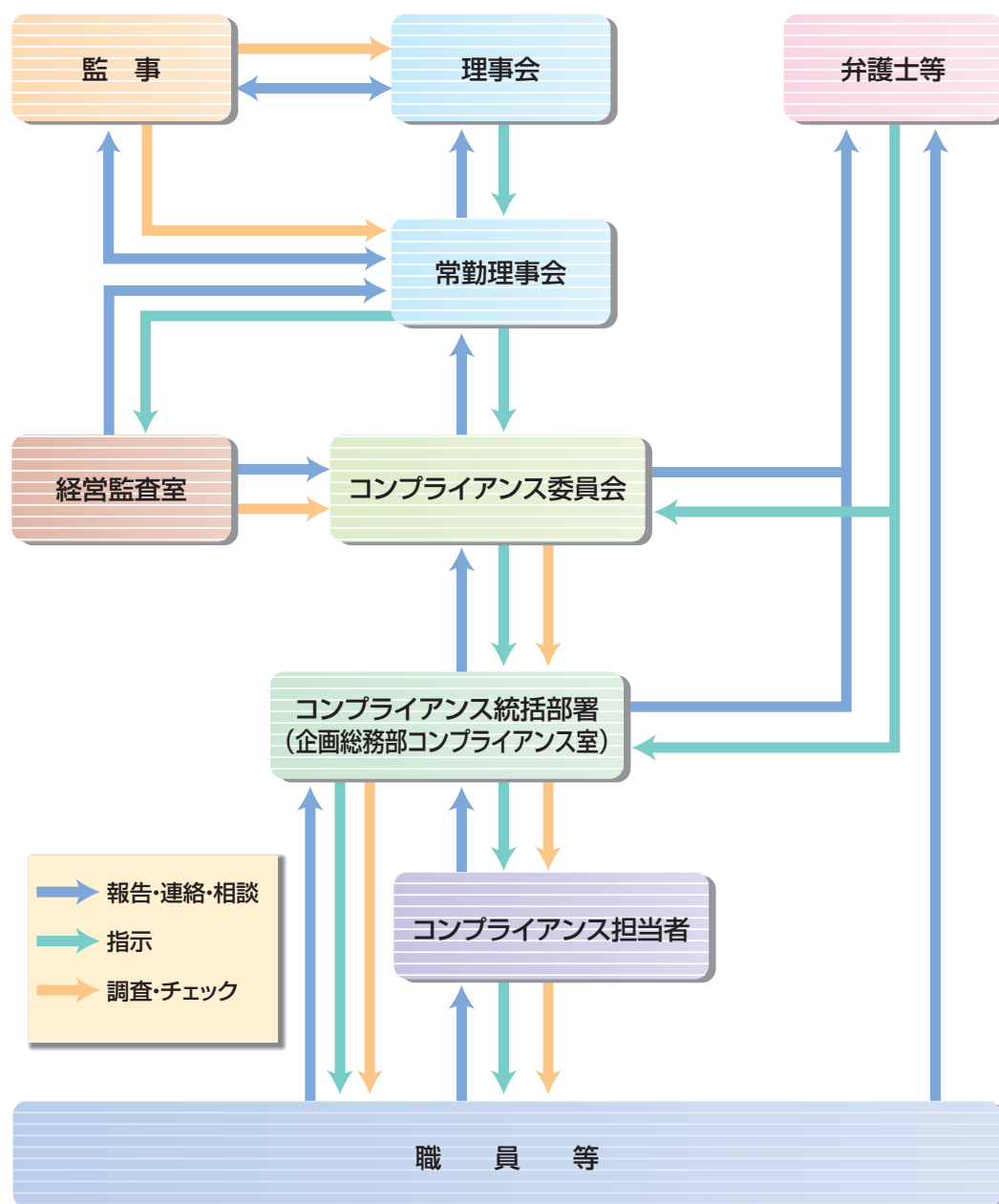
コンプライアンスの取組み

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連の規程やマニュアルを周知し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

令和3年度においても、外部講師による全体研修のほか、各職場における定例の勉強会の実施などの取組みを行いました。

これからもコンプライアンス態勢の徹底を図っていきます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（又は郵送）ください。
- (3) 個人データの開示及び利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去又は第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

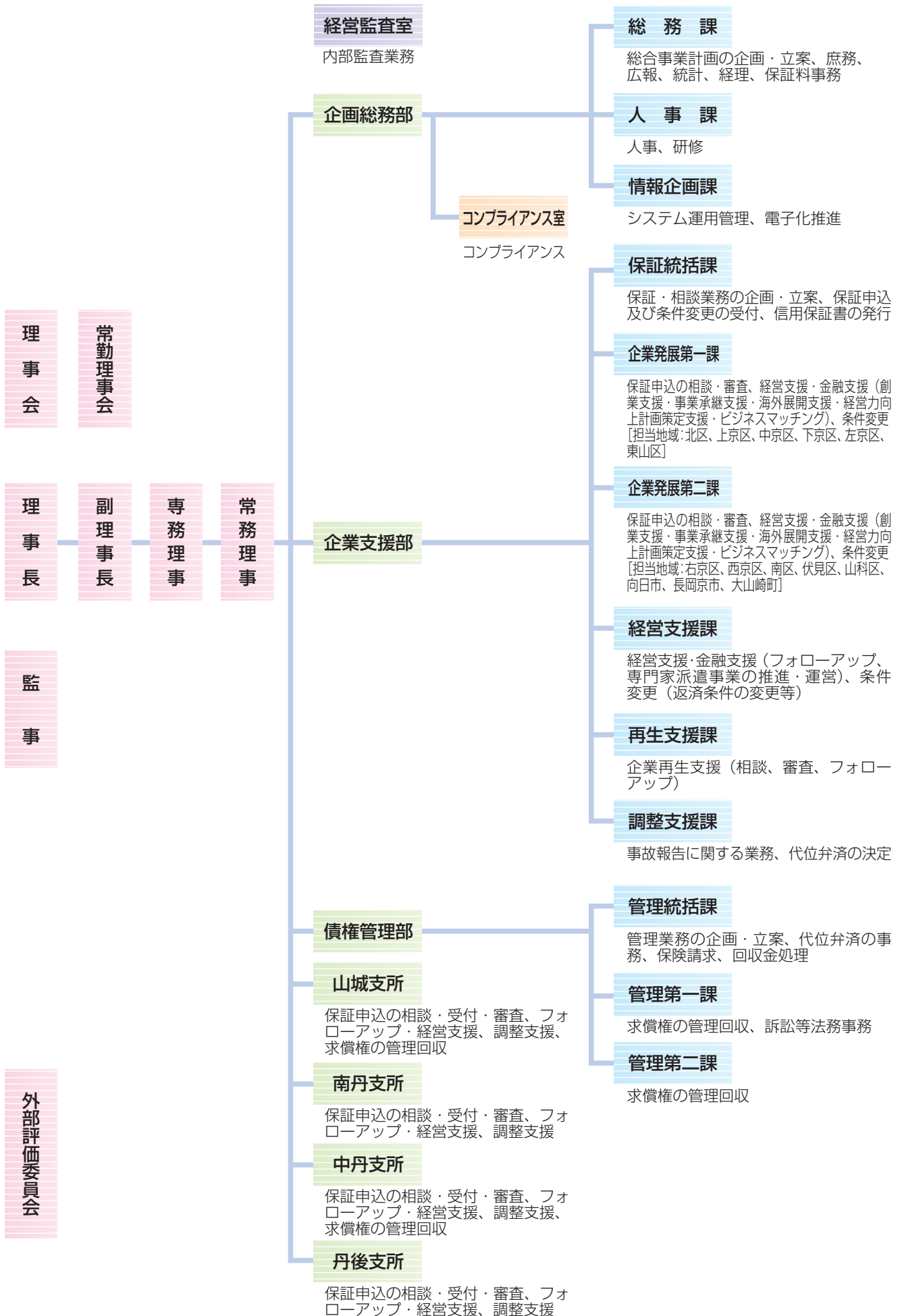
住 所	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階		
	《手続に関する質問窓口》	《相談・苦情窓口》	
部 署 名	京都信用保証協会企画総務部	企業支援部	債権管理部
電 話 番 号	075(354)1021	075(354)1011	075(354)1031
ホームページ	https://kyosinpo.or.jp/		

役員構成

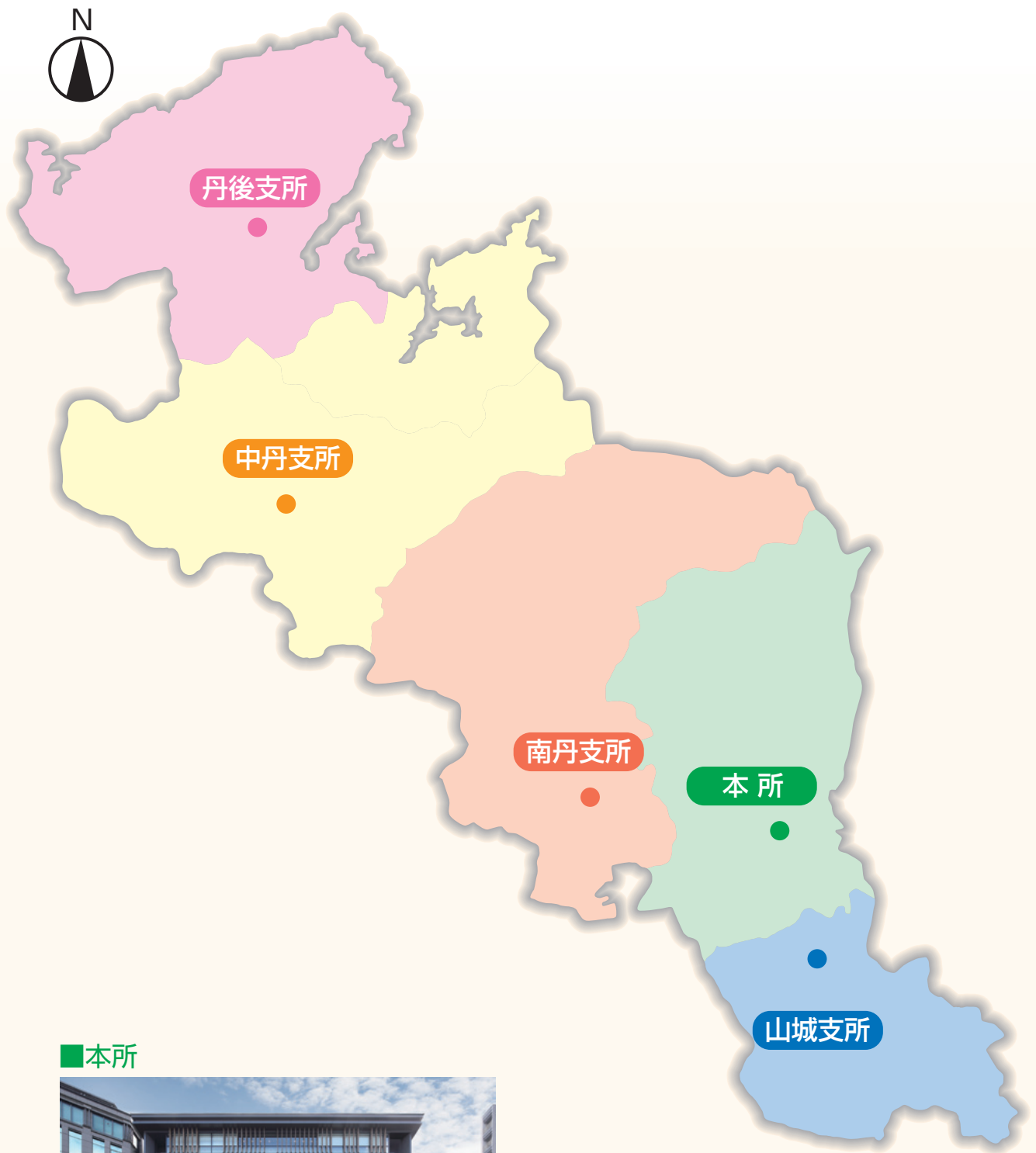
(令和4年7月21日現在)

理事長	やま 山	うち 内	しゅう 修	いち 一	
副理事長	あ 足	だち 立	ゆう 裕	いち 一	
専務理事	うえ 上	はら 原	ひろ 裕	し 史	
常務理事	き 木	むら 村	けん 賢	じ 二	
理事(非常勤)	かん 上	ばやし 林	ひで 秀	ゆき 行	京都府商工労働観光部長
理事(非常勤)	いそ 磯	の 野		まさる 勝	京都府議会農商工労働常任委員長
理事(非常勤)	いし 石	だ 田	ひろ 洋	や 也	京都市産業観光局長
理事(非常勤)	か 加	とう 藤	まさ 昌	ひろ 洋	京都市会産業交通水道委員長
理事(非常勤)	かわ 河	い 井	のり 規	こ 子	京都府市長会監事
理事(非常勤)	しお 汐	み 見	あき 明	お 男	京都府町村会長
理事(非常勤)	ど 土	い 井	のぶ 伸	ひろ 宏	京都銀行協会会長
理事(非常勤)	さかき 榊	だ 田	たか 隆	ゆき 之	京都信用金庫理事長
理事(非常勤)	しら 白	は 波	せ 瀬	まこと 誠	京都中央信用金庫理事長
理事(非常勤)	よし 吉	だ 田	ひで 英	と 都	京都北都信用金庫理事長
理事(非常勤)	あ 安	だち 達	やす 康	ひろ 宏	商工組合中央金庫京都支店長
理事(非常勤)	さか 阪	ぐち 口	ゆう 雄	じ 次	京都府中小企業団体中央会会長
理事(非常勤)	おき 沖	た 田	やす 康	ひこ 彦	京都府商工会連合会会長
理事(非常勤)	つ 津	だ 田	じゅん 純	いち 一	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事	くぼ 窪	た 田	まさ 雅	ゆき 之	
監事(非常勤)	こう 光	だ 田	しゅう 周	じ 史	公認会計士
監事(非常勤)	た 田	なか 中	あき 彰	とし 寿	弁護士

組織機構図

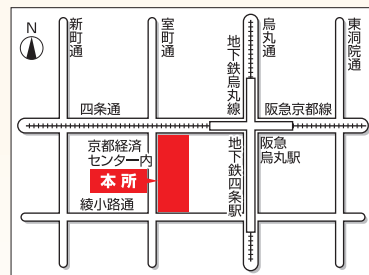


本所・支所のご案内



本所・支所のご案内

■本所



〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階
 TEL 075-354-1011 FAX 075-354-1061

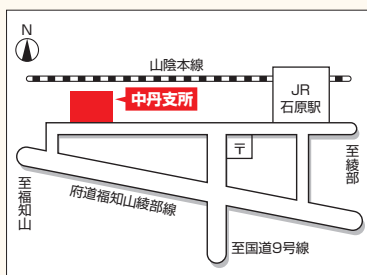
■業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■丹後支所 業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



T629-2503
 京丹後市大宮町周^{すま}積2226番地3
 TEL 0772-68-0601
 FAX 0772-68-0613

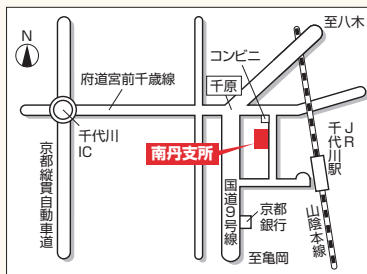
■中丹支所 業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



T620-0804
 福知山市石原^{いさ}2丁目24番地
 TEL 0773-27-6156
 FAX 0773-27-6158

※現事務所の建替えに伴い令和4年9月20日に福知山市企業交流プラザ(福知山市長田野町3丁目1番地1)に仮移転します。電話番号及びFAX番号に変更はありません。

■南丹支所 業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



T621-0052
 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
 TEL 0771-22-1041
 FAX 0771-22-6737

■山城支所 業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



T611-0033
 宇治市大久保町上ノ山37番地の3
 TEL 0774-43-8822
 FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所又は最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。

 **京都信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO
<https://kyosinpo.or.jp/>

